

# 2022 DISCLOSURE

ディスクロージャー

## ごあいさつ

みなさまには、平素より「ちゅうしん」への格別なるご愛顧、お引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、令和4年3月期（令和3年度第69期）の当組合の業績を取りまとめましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

「ちゅうしん」は、地域のみなさまに真にお役に立てる金融機関を目指し、地域密着型金融に徹するとともに、資産の健全化や自己資本の充実など経営の健全性確保に努めてまいりますので、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますよう、心からお願ひ申し上げます。

札幌中央信用組合  
理事長／浅山廣司



## 当組合のあゆみ（沿革）

昭和28年 8月	「札幌織維信用組合」の名称にて業務開始
昭和29年 8月	「中央信用組合」と改称
昭和45年10月	内国為替業務開始
昭和48年 7月	本店ビル竣工落成
昭和57年 7月	自営オンライン開始
昭和58年10月	「札幌中央信用組合」と改称
昭和59年11月	ATM取扱開始
昭和63年 7月	国債窓口販売業務取扱開始
平成 3年 5月	全国しんくみCDキャッシング開始
平成 7年 1月	全国信組共同オンライン加盟
平成11年 5月	第4次共同オンラインシステム稼働
平成13年10月	保険窓口販売業務取扱開始
平成15年 1月	国債オンライン化開始
平成15年 8月	創立50周年を迎える
平成18年 3月	個人向け国債窓口販売業務取扱開始
平成19年 5月	第5次共同オンラインシステム稼働
平成20年 6月	生命保険窓口販売業務取扱開始
平成22年 2月	ペイジー口座振替受付サービス開始
平成23年 1月	カーボンオフセット化総合口座通帳の採用
平成24年 3月	個人向けインターネットバンキング取扱開始
平成24年 4月	ペイジー収納サービス開始
平成25年 2月	法人向けビジネスバンキング取扱開始
平成25年 2月	でんさいネット開始
平成25年 8月	創立60周年を迎える
平成25年 8月	本店にAEDを設置、全役職員が普通救命講習受講
平成26年 7月	ICキャッシュカード取扱開始
平成27年 3月	全国保証株式会社業務提携
平成27年 5月	第6次共同オンラインシステム稼働
平成28年 4月	日本学生支援機構奨学金業務取扱開始
平成29年 3月	ユニバーサル・デザイン化総合口座通帳の採用
平成29年 7月	3信組（北央・空知・当組合）包括的連携協力協定締結
平成29年10月	信組ATM通帳記帳提携開始
平成30年10月	内国為替24時間化開始
令和元年10月	「日本銀行歳入復代理店」（窓口電子収納限定）となる
令和 2年10月	本店ビル非常用発電機設置
令和 3年 8月	個人型確定拠出年金「iDeCo」取扱開始

## 事業方針

### ■基本方針

信用組合の特性を發揮し、地域に信頼される「ちゅうしん」を確立します。

### ■経営方針

#### ①経営体質の強化

収益力の一層の強化と統合的リスク管理態勢の充実により、「資産の良質化」及び「自己資本の充実」を図り、健全な経営体質を実現します。

#### ②営業基盤の拡充

「顧客志向」型経営に積極的に取り組み、経営情報の開示やサービス提供など、「お客様」及び「地域」と密接な関係を構築して、営業基盤の拡充を図ります。

#### ③人材の育成

職員自ら仕事に責任と誇りを持ち、「情熱」と「創意工夫」を基に、「お客様」の期待に応える人材を育成します。

### （当組合の経営姿勢と考え方）

当組合では、令和4年度から始まる「第12次中期3ヵ年計画（Face to Face営業）<地域と共に存・地域に貢献・そしてともに成長>」に掲げる基本方針に基づき、地域に根差したきめ細やかな営業活動で顧客との繋がりを強化するとともに、資産の健全化や自己資本の充実など経営体質の向上に努め、組合員のみなさまの一番身近な金融機関として、最初に相談される信用組合を目指し、役職員一同全力をあげて邁進する所存でございます。

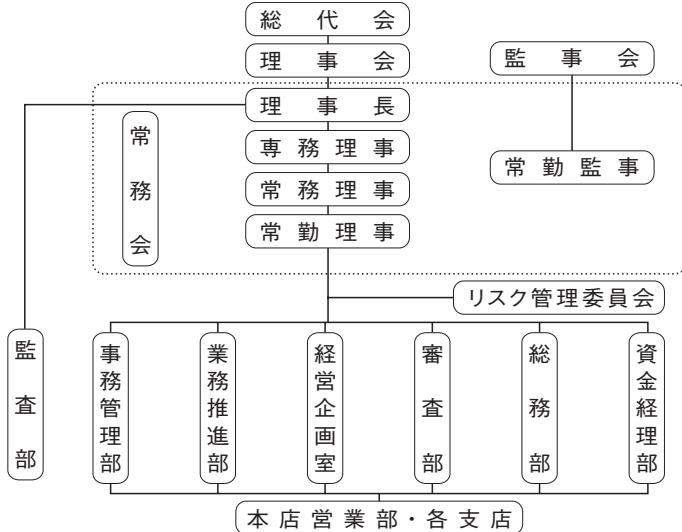
## 組合員の推移

（単位：人）

区分	令和2年度末	令和3年度末
個 人	20,674	20,165
法 人	4,237	4,282
合 計	24,911	24,447

## 事業の組織

（令和4年4月1日現在）



## 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）

（令和4年6月24日現在）

理 事 長 浅山廣司	専務理事 泉 融和
（代表理事）	（代表理事）
常務理事 清水貴司	左近秀章 常勤理事 渡辺 優
理事顧問 松本征人	中兼寿彦（※）
理 事 中村安雄（※）	理 事 佐野康仁（※）
常勤監事 加藤哲哉	監 事 渡邊達夫

（注）1.当組合は、役職員出身者以外の理事（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

2.渡邊監事は協同組合による金融事業に関する法律第5条の3に規定する員外監事です。

## 会計監査人の氏名又は名称

（令和4年3月31日現在）

監査法人 ライトハウス
業務執行社員 北村好孝
業務執行社員 高崎智子

## 令和3年度 経営環境・事業概況

### 金融経済情勢

令和3年度の国内経済は、一昨年以降、新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態に直面する中、ワクチン接種の効果が次第に出始め、昨年秋口には、新規感染者数の増加に一旦歯止めがかかりましたが、その後、変異株の出現により感染者数が再拡大したほか、コロナ禍による供給制約で部材等の調達コストが増加し、更に、ロシアがウクライナへ軍事侵攻すると資源価格の高騰に拍車がかかり、欧米主要国の物価が大幅に上昇はじめ、上がりにくくされていた日本の物価も燃油・原材料・食料品を中心に値上げが加速しております。

足元では、物価高騰による企業収益の悪化や家計負担の増加、加えて、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株や派生型への置換わりも懸念され、景気下振れへの警戒感が一層強まりました。

道内経済においては、広域な地域構造と積雪寒冷な気候条件下の道内企業にとって、燃料・原材料価格の高騰は、生産コストや運送コストの押し上げに直結するため、大きな痛手となり、特に供給網の末端にある中小企業・小規模事業者はコスト上昇分を価格に転嫁しにくい厳しい状況が続いております。

一方、札幌市の政令都市移行から今年で50年が経過し、当時、集中的に建設された既存物件の老朽化と耐震改修のタイミングから市内中心部ではオフィスビルの建て替えが相次いで進んでいるほか、2030年度開業予定の北海道新幹線札幌延伸へ向けた札幌駅周辺の再開発など、都市機能の更新・拡充の動きが活発化しており、道内経済の活性化が期待されております。

金融面では、欧米が物価上昇を抑えるため、利上げと量的引き締めに金融政策を転換する中、逆に政府・日銀は、金利を低く抑える大規模金融緩和を継続する方針にあり、海外との金利差拡大から円安が進行し、需給逼迫による資源価格高騰も相まって、企業収益や家計を圧迫するインフレの拡大が懸念されております。

こうした情勢下、地域金融機関は、苦境に陥っている中小企業・小規模事業者の資金繰りを支えていくことは勿論のこと、取引先との絆を活かした助言・サポートなどコンサルティング機能の発揮が一層求められました。

### 業 績

当組合は、このような厳しい金融経済環境の下、信用組合としての使命を果たすべく、鋭意業務の伸展と経営効率化に努めました結果、下記のとおりの業績となりました。

①預 金…期末残高 112,601百万円、前期比 △2,803百万円減、減率 △2.42%
期中平均残高 122,714百万円、前期比 3,853百万円増、増率 3.24%
②貸出金…期末残高 74,926百万円、前期比 3,697百万円増、増率 5.19%
期中平均残高 73,271百万円、前期比 3,195百万円増、増率 4.56%
③收 益…当期純利益 226百万円、前期比 52百万円増、増率 30.12%

当期の業務純益、経常利益、当期純利益は、すべて17期連続の黒字計上となりました。

最終的には、自己資本比率規制（バーゼルⅢ）に基づく期末自己資本比率は8.70%となり、健全金融機関の国内基準4%を十分クリアしております。

また、有価証券全体では、期末現在、260百万円の評価差益となっております。

なお、今期の配当は、前期と同率の年1.0%とさせていただきます。

## 総代会について

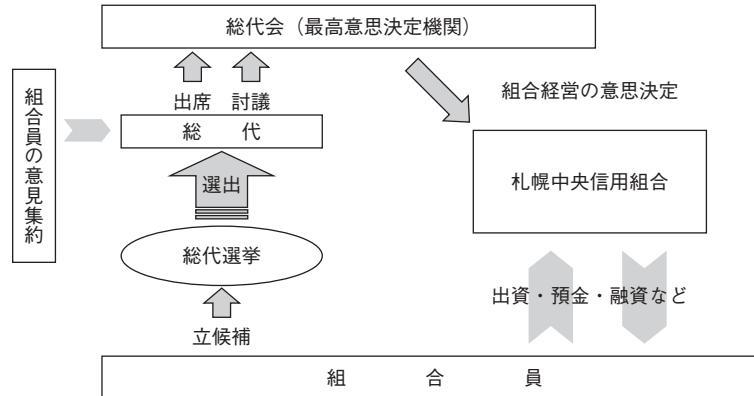
### ■総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。また、信用組合には組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員24,447名（令和4年3月末現在）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要な事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

### ■総代の役割

- ・信用組合に於ける総代は、組合員の代表であり組合運営に関与できる立場にあります。
- ・組合運営に於ける総代は、組合員の代表であり、組合運営に関与できる立場にあります。
- ・組合員の意見等を述べる最良の機会が総代会であり、最重要事項の決定については、総代会の承認を得なければならぬこととされています。
- ・そのようなことからも、総代は信用組合の運営を任せられる理事の業務遂行、組合の経営方針等につき、その適切性・発展性等を審議・進言するという重要な役割を担っております。また、その意見の反映に関して信用組合は株式会社組織と違い出資金の金額によらず一人一票の議決権と規定されており、協同組織としての公平性が保たれております。

### ■総代の定数と任期及び選出方法

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

#### (1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、各地区（選挙区）毎に自ら立候補した方の中から、その地区（選挙区）に属する組合員より、公平に選挙を行い選出されます。

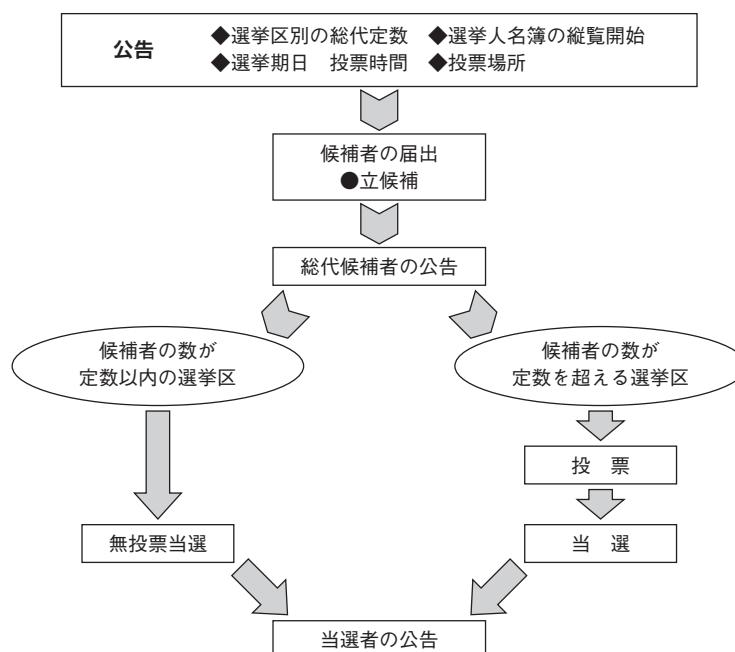
なお、総代候補者（立候補者）の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者）を当選者として投票は行っておりません。

#### (2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区（選挙区）を14の区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、100人以上110人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております（令和4年3月末現在の組合員総数は24,447人）。

### ■総代選挙までの手続き



## 総代会について

### ■第69期通常総代会の報告

第69期通常総代会が、令和4年6月24日午後2時より、札幌東急REIホテルで開催されました。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、総代会を少人数での開催とし、当日は総代109名のうち、会場出席24名、委任状による出席1名、書面議決書による出席者84名のもと、以下の議案が可決・承認されました。

#### 決議事項

第1号議案 令和3年度 事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案承認の件

第2号議案 令和4年度 事業計画及び収支予算案承認の件

#### 報告事項

業務方法書一部変更報告

### ■総代名簿（選出地区別）

(令和4年6月24日現在：敬称略)

氏名後ろの数字は総代就任回数です

**中央地区 17名**  
(本店営業地区) 定数17名

浅野 哲也	④
（㈱岩井信六商店）	
(代) 岩井 久	⑪
（㈱イワサ）	
(代) 岩佐 博昭	⑥
（岩崎電子㈱）	
(代) 岩崎 充佳	⑨
（㈱えぞ企画）	
(代) 安田 晶代	⑧
岡田 脩治	⑥
小田 征洋	⑧
（㈱西華）	
(代) 逸見 和雄	⑫
（㈱札幌ミヤコ）	
(代) 佐藤 昭夫	⑤
（㈱大一屋）	
(代) 川田 智之	⑥
（㈱たぬきや）	
(代) 島口 義弘	③
中山 菊雄	⑩
（㈱百留屋本店）	
(代) 堀尾 壮六	④
北海道火災共済協同組合	
(理事長) 小林 一清	②
（北海道リース㈱）	
(代) 村上 則好	⑯
（㈱丸三ホクシン建設）	
(代) 首藤 一弘	③
渡辺 優	②

**北地区 6名**  
(北支店営業地区) 定数6名

大場三千博	④
岡 利弘	⑤
川口 政治	⑦
庄子 忠則	②
萩中 末雄	⑧
山本 慎一	⑨

**澄川地区 5名**  
(澄川支店営業地区) 定数5名

石田 照幸	④
（㈲ヴァンクール）	
(取締役) 船水新次郎	①
吉田 忠博	⑩
（学）米永学園	
(理事長) 米永 雅樹	②
米谷 充真	③

**西野地区 4名**  
(西野支店営業地区) 定数5名

大繩 雅義	④
柴野 秀明	③
榎 昭憲	⑥
渡邊 一伸	④

**藤野地区 4名**  
(藤野支店営業地区) 定数4名

（㈲定南建設）	
(代) 矢田目規宏	②
田中 義一	⑯
中西 博	⑬
西村 権	⑦

**西岡地区 5名**  
(西岡支店営業地区) 定数5名

青山 正	⑪
阿部 正誉	①
伊藤 洋一	③
奥野健太郎	②
（㈲トーエイ・エンジニアリング）	
(代) 青山 宏一	①

**篠路地区 7名**  
(篠路支店営業地区) 定数7名

新井 康介	①
泉 融和	③
加賀 哲哉	③
清水 貴司	①
寺田 哲	⑤
中村 安雄	①
（マルミプラス㈱）	
(代) 刈田 晋弥	⑤

**平岡地区 8名**  
(平岡支店営業地区) 定数8名

浅山 廣司	④
油谷 義晴	④
西國 宏治	②
（サンピック㈱）	
(代) 大澤 聰	⑤
（㈲しんたく不動産）	
(代) 田辺 敏	⑯
（㈱澄川工作所）	
(代) 斎藤 聖悟	⑩
長井 博	⑥
（㈲中里表具店）	
(代) 中里 健二	②

**山鼻地区 10名**  
(山鼻支店営業地区) 定数10名

大友 龍之	⑥
小倉 英一	⑧
小松 直之	③
佐野 康仁	⑥
杉山 隆俊	④
（㈱宅建コンサル）	
(代) 堀井 貞吾	②
中神 誓志	⑪
（㈱ブロック住建）	
(代) 川合 則夫	④
松尾 守康	④
明道 進	②

**平岸地区 9名**  
(平岸支店営業地区) 定数9名

井原 則之	③
（㈲内海塗装）	
内海 由之	⑤
（㈱エムズ・アール）	
大沼 浩一	①
（㈱オーフラホール）	
菊池 大蔵	②
長山 勉	②
西谷 靖	②
（㈲拓振興㈱）	
五十嵐順一	①
沼田 佳久	⑥
（㈲ヤマキガラス）	
木林 朋之	⑦

**北郷地区 7名**  
(北郷支店営業地区) 定数7名

岡村 一弘	④
（㈱シンコー架設）	
丸谷 武弘	②
（相互設備工業㈱）	
山根 春雄	②
高瀬 義秋	⑤
千葉 武雄	⑤
（㈱茶木平工務店）	
茶木平 誠	③
中兼 寿彦	①

### ■総代の属性別構成比

(令和4年6月24日現在)

職業別	個人0.9%、個人事業主7.4%、法人役員54.1%、法人37.6%
年代別	50歳代以下23.9%、60歳代37.6%、70歳代21.1%、80歳代以上17.4%
業種別	製造業6.4%、不動産業24.8%、卸売・小売業16.5%、建設業34.0%、運輸業0.9%、その他サービス業17.4%

※業種別は個人事業主、法人役員も含んでおります。

## 経理・経営内容

貸借対照表

(単位：千円)

科 目 (資産の部)	金額	
	令和2年度	令和3年度
現 金	1,364,323	1,205,115
預 け 金	33,550,729	27,401,609
買 入 手 形	—	—
コールローン	—	—
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 錢 債 権	—	—
金 錢 の 信 託	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
商 品 国 債	—	—
商 品 地 方 債	—	—
商 品 政 府 保 証 債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
<b>有 価 証 券</b>	<b>15,414,214</b>	<b>15,970,318</b>
国 債	2,272,940	2,522,290
地 方 債	3,363,400	3,319,620
短 期 社 債	—	—
社 債	7,063,980	7,420,190
(公社公団債)	(197,430)	(193,210)
(金融債)	(2,409,520)	(2,304,360)
(その他社債)	(4,457,030)	(4,922,620)
株 式	435,057	443,321
その他の証券	2,278,837	2,264,896
<b>貸 出 金</b>	<b>71,229,267</b>	<b>74,926,407</b>
割 引 手 形	458,013	448,592
手 形 貸 付	2,757,874	3,436,320
証 書 貸 付	66,185,925	69,133,626
当 座 貸 越	1,827,453	1,907,868
<b>外 国 為 替</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>そ の 他 資 産</b>	<b>649,958</b>	<b>610,713</b>
未 決 済 為 替 貸	8,356	10,557
全信組連出資金	374,200	374,200
そ の 他 出 資 金	1,451	1,451
前 払 費 用	—	—
未 収 収 益	112,478	116,351
先物取引差入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
保管有価証券等	—	—
金融派生商品	—	—
金融商品等差入担保金	—	—
リース投資資産	—	—
そ の 他 の 資 産	153,472	108,152
<b>有 形 固 定 資 產</b>	<b>1,758,393</b>	<b>1,635,317</b>
建 物	231,309	221,390
土 地	1,431,542	1,333,735
リース資産	—	—
建 設 仮 勘 定	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 產	95,541	80,190
<b>無 形 固 定 資 產</b>	<b>7,102</b>	<b>5,976</b>
ソ フ ト ウ エ ア	2,968	1,842
の れ ん	—	—
リース資産	—	—
そ の 他 の 無 形 固 定 資 產	4,133	4,133
<b>前 払 年 金 費 用</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
線 延 税 金 資 產	164,241	130,424
再評価に係る線延税金資産	—	—
<b>債 务 保 証 見 返</b>	<b>511,875</b>	<b>474,137</b>
<b>貸 倒 引 当 金</b>	<b>△506,340</b>	<b>△499,151</b>
(うち個別貸倒引当金)	(△470,949)	(△474,867)
<b>資 产 の 部 合 计</b>	<b>124,143,766</b>	<b>121,860,868</b>

科 目 (負債の部)	金額	
	令和2年度	令和3年度
<b>預 金 積 金</b>	<b>115,404,556</b>	<b>112,601,133</b>
当 座 預 金	1,803,055	1,521,406
普 通 預 金	45,525,067	45,581,355
貯 蓄 預 金	320,947	294,636
通 知 預 金	30,000	—
定 期 預 金	61,833,853	59,774,408
定 期 積 金	5,586,327	5,163,157
そ の 他 の 預 金	305,303	266,167
<b>譲 渡 性 預 金</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>借 用 金</b>	<b>2,400,000</b>	<b>2,800,000</b>
借 入 金	—	—
当 座 借 越	2,400,000	2,800,000
再 割 引 手 形	—	—
<b>売 渡 手 形</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>コールマネー</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>売 現 先 勘 定</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
<b>外 国 為 替</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>そ の 他 負 債</b>	<b>207,260</b>	<b>248,195</b>
未 決 済 為 替 借	22,047	22,274
未 払 費 用	69,244	45,556
給 付 補 填 備 金	794	634
未 払 法 人 税 等	54,438	104,505
前 受 収 益	46,957	55,199
払 戻 未 済 金	—	5,231
職 員 預 り 金	—	—
先 物 取 引 受 入 証 拠 金	—	—
先 物 取 引 差 金 勘 定	—	—
借 入 商 品 債 券	—	—
借 入 有 価 証 券	—	—
売 付 商 品 債 券	—	—
売 付 債 券	—	—
金 融 派 生 商 品	—	—
金 融 商品 等 受 入 担 保 金	—	—
リース債務	—	—
資 産 除 去 債 务	—	—
そ の 他 の 負 債	13,777	14,793
<b>代 理 業 務 勘 定</b>	<b>368</b>	<b>287</b>
<b>賞 与 引 当 金</b>	<b>39,000</b>	<b>36,000</b>
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	331,885	317,985
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	59,841	71,492
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,900	1,600
偶 発 損 失 引 当 金	489	—
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
<b>線 延 税 金 負 債</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
再 評 価 に 係 る 線 延 税 金 負 債	266,261	246,269
<b>債 务 保 証</b>	<b>511,875</b>	<b>474,137</b>
<b>負 債 の 部 合 计</b>	<b>119,223,437</b>	<b>116,797,102</b>
<b>(純 資 産 の 部)</b>		
<b>出 資 金</b>	<b>999,343</b>	<b>995,502</b>
普 通 出 資 金	999,343	995,502
優 先 出 資 金	—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
資 本 準 備 金	—	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	—
<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>2,976,569</b>	<b>3,245,428</b>
利 益 準 備 金	972,000	990,000
そ の 他 利 益 剰 余 金	2,004,569	2,255,428
特 別 積 立 金	1,780,000	1,920,000
(經営安定強化積立金)	(1,780,000)	(1,920,000)
当 期 未 処 分 利 益 剰 余 金	224,569	335,428
<b>自 己 優 先 出 資</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
<b>組 合 員 勘 定 合 计</b>	<b>3,975,912</b>	<b>4,240,930</b>
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	257,581	188,363
<b>線 延 ヘ ッ ヅ 損 益</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
土 地 再 評 価 差 額 金	686,835	634,472
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	944,416	822,835
<b>純 資 産 の 部 合 计</b>	<b>4,920,329</b>	<b>5,063,765</b>
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 计	124,143,766	121,860,868

## 貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日  
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 452百万円  
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 1,333百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）

第2条第4項に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

△125百万円

- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 20年～60年

その他 5年～20年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均率に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店・本部審査部管理係及び資金経理部が第1次査定を実施し、当該部署から独立した本部審査部及び総務部が第2次査定、リスク管理委員会が第3次査定（最終）を行っており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は136百万円であります。

また、正常先及び要注意先債権に係る信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、過去の負担金実績から算出した将来の負担金支出見込額を計上しております。

- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に応対する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）  
年金資産の額 238,577百万円

年金財政計算上の数理債務の額と  
最低責任準備金の額との合計額 229,590百万円  
差引額 8,987百万円

- 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合  
(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日) 0.772%

- 補足説明  
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高  
15,766百万円及び別途積立金24,753百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、当該債権に充てられる特別掛金10百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しております。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- 睡眠預金戻戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。

- 破綻懸念先以下の債権に係る信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、過去の負担金実績から算出した将来の負担金支出見込額のうち、正常先及び要注意先債権に係るものを貸倒引当金に9,449千円計上しております。

なお、当期は、破綻懸念先以下の対象債権ではなく、偶発損失引当金は計上しておりません。

- 会計方針の変更  
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）（以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から期末一括税抜方式へ変更しております。この変更による計算書類への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より今までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しております。

- 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取

引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、期末一括税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税額等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

- 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- 貸倒引当金 499百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、当事業年度において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う業況悪化等を考慮し、一般貸倒引当金に10百万円を積み増して計上しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 繰延税金資産 130百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積りっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

- 貸出金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は521百万円、危険債権額は794百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

- 貸借のうち、三月以上延滞債権額は11百万円であります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は116百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は1,444百万円であります。

なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 有形固定資産の減価償却累計額 1,850百万円

48百万円

- 有形固定資産の圧縮記帳額

23.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はありません。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。

- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しております。

- 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、448百万円であります。

- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保に提供している資産 預け金 3,500百万円

有価証券 2,500百万円

借用金 2,800百万円

28.出資1口当たりの純資産額 5,086円64銭

- 金融商品の状況に関する事項

- 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務および融資業務を主とし、その余裕資金の一部を預け金・有価証券で運用する金融業務を行っております。

このため金利変動による不利な影響が生じないよう金利リスクの計測および自己資本に及ぼす影響度合いを定期的に把握・管理しております。

- 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。そのほかの多くは支払準備資金や余裕資金として主に信用組合の系統中央金融機関である全国信用協同組合連合会の預け金で運用しているほか、一部を地元地方銀行等に預入しております。

また、有価証券は主に国債・地方債・社債といった安全性・流動性の高い債券で構成されており、支払準備資産及び安定的な収益を確保する目的で保有しております。

なお、当組合の保有する有価証券は、金融商品に係る会計基準上の「その他有価証券」に区分しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- 金融商品に係るリスク管理体制

- 信用リスクの管理

当組合は、信用リスク管理強化のための与信ポートフォリオ（特定業種、大口融資等）の状況把握と小口多頭主義により、リスク分散を基本として、融資規制等に基づく厳正な融資審査の徹底を図り、資産の健全化・良質化に努め、かつ不良債権の発生を未然に防止する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資審査部門と営業推進部門を分離し、信用リスク管理の要である融資審査部は、信用リスクの所在や規模等を的確に把握して定期的にリスク管理委員会に報告し、同委員会はリスク内容を分析・評価のうえ、その対応策を常務会に報告しております。

さらに、リスク管理委員会は、信用リスクを有する資産の自己査定及び償却・引当を適正にするとともに、オーバーラン項目も統合して総資産の信用リスクを統括的に管理しております。

なお、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金経理部において格付情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

- 市場リスクの管理

当組合は、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で、特に金利変動に伴う金利リスクを重点的に管理しております。

日常的には資金経理部において、一定幅の金利変動（金利ショック）が起きた際に、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」の経済価値の合計額がどの程度減少するかを計測し、この減少額と自己資本の額とを比較する重要性テストの実施や市場リスク量をVaRによって計測し、取得したリスク量が予め設定した限度枠の範囲内となるよう管理しております。

一連の金利リスク管理の状況については、必要に応じて常務会、リスク管理委員会、本部関連部署に報告され、金利変動リスクに速やかに対応す

るよう努めています。

(ii) 働格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、あくまで余裕資金の運用として位置づけ、リスクは最小限に抑えることを重視し、「余資運用基準書」に基づき行なっております。

余資運用部門である資金経理部は、保有する有価証券の時価総額や評価損益等について定期的に常務会に報告するとともに評価損益の状況が悪化しないよう常に市場動向に注意を払い、價格変動リスクに対処できるよう努めしております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び「借用金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債の市場リスク量をVaR（過去のある一定期間のデータをもとに、将来の特定期間内に、ある一定の確率の範囲内で被る可能性のある最大損失額）により四半期毎に計測しております。

当組合のVaRは、SMBC日興証券が提供する有価証券管理システム「NBA」を利用し、分散共分散法（保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しております。

当事業年度末現在の当組合の市場リスク量（予想最大損失額）は全体で672百万円であります。

なお、当組合では、これらVaRの算出結果に対するバックテストを四半期毎に実施しており、使用する計測モデルの精度についても確認を行っております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほどの市場環境が激変する状況下でのリスクは適切に補足できない場合があります。

(③) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、的確な資金ボジションを確保するため、日々の預金・貸出金の残高推移、支払準備率、預け金の内訳、交換戻りや為替決済戻り等を資金経理部において集中管理しております。

また、資金調達手段や調達先の多様化などを図り、流動性リスクに対し、万全の体制をとっております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金、借用金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を記載しております。

30. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。（単位：百万円）

	貸借対照表上額	時価	差額
(1) 預け金（*1）	27,401	27,460	59
(2) 有価証券	15,919	15,919	—
(3) 貸出金（*1）	74,926		
貸倒引当金（*2）	△498		
	74,427	75,949	1,521
金融資産計	117,748	119,329	1,580
(1) 預金積金（*1）	112,601	112,605	4
(2) 借用金（*1）	2,800	2,800	—
金融負債計	115,401	115,405	4

(\*1) 貸出金、預け金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\*2) 貸出金に応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、控除する貸倒引当金の金額はその他の資産に応する個別貸倒引当金を除いているため、貸借対照表の金額とは一致しません。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② 上記①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、残存期間が短期間（6ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。（単位：百万円）

区分	貸借対照表上額
非上場株式（*1）	44
組合出資金（*2）	382
合計	426

(\*)1 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和元年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*)2 取得出資金（全金組合出資金等）については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

31. 有価証券の時価・評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的の有価証券及び満期保有目的に区分した債券並びに子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(2) その他の有価証券

【貸借対照表上額が取得原価を超えるもの】

種類	貸借対照表上額	取得原価	評価差額
株式	300百万円	206百万円	94百万円
債券	9,606百万円	9,346百万円	259百万円
国債	2,135百万円	2,029百万円	106百万円
地方債	2,910百万円	2,817百万円	92百万円
公社公團債	一百万円	一百万円	一百万円
金融債	1,905百万円	1,900百万円	5百万円
事業債	2,655百万円	2,600百万円	55百万円
その他	741百万円	732百万円	8百万円
外国証券	703百万円	701百万円	2百万円
投資信託	37百万円	30百万円	6百万円
小計	10,647百万円	10,285百万円	361百万円

【貸借対照表上額が取得原価を超えないもの】

種類	貸借対照表上額	取得原価	評価差額
株式	98百万円	127百万円	△29百万円
債券	3,655百万円	3,714百万円	△58百万円
国債	386百万円	394百万円	△7百万円
地方債	409百万円	414百万円	△4百万円
公社公團債	193百万円	200百万円	△6百万円
金融債	399百万円	400百万円	△1百万円
事業債	2,266百万円	2,305百万円	△38百万円
その他	1,517百万円	1,530百万円	△13百万円
外国証券	1,499百万円	1,511百万円	△11百万円
投資信託	17百万円	19百万円	△1百万円
小計	5,271百万円	5,372百万円	△101百万円
合計	15,919百万円	15,658百万円	260百万円

(注) 1. 貸借対照表上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他の有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落している場合、及び、30%以上50%未満の下落率の場合過去の一定期間における時価の推移や発行会社の財務内容等を考慮し、時価の回復の見込みが認められない場合であります。

32. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額 売却益 売却損  
37百万円 0百万円 一千万円

33. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年以上
債券	701百万円	3,732百万円	1,153百万円	7,673百万円
国債	100百万円	410百万円	223百万円	1,787百万円
地方債	100百万円	912百万円	527百万円	1,778百万円
公社公團債	一百万円	一百万円	一百万円	193百万円
金融債	500百万円	1,704百万円	99百万円	一百万円
事業債	一百万円	705百万円	302百万円	3,914百万円
その他	499百万円	1,407百万円	296百万円	一百万円
合計	1,201百万円	5,140百万円	1,450百万円	7,673百万円

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライセンス契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもののが6,947百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒否又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	貸倒引当金損金算入限度額超過額	110百万円
	退職給付引当金損金算入限度額超過額	87百万円
	減価償却損金算入限度額超過額	20百万円
	税務上の繰越欠損金	一百万円
	その他	42百万円
繰延税金資産小計		261百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額		一百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		△59百万円
評価性引当額小計		△59百万円
繰延税金資産合計		202百万円

繰延税金負債	72百万円
その他の有価証券評価差額金	72百万円
繰延税金負債合計	130百万円

## 経理・経営内容

## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益	1,827,442	1,856,500
資金運用収益	1,686,501	1,732,418
貸出金利息	1,497,342	1,527,381
預け金利息	59,389	62,491
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受利息	—	—
有価証券利息配当金	115,596	119,730
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	14,173	22,815
役務取引等収益	119,680	110,036
受入為替手数料	40,950	31,933
その他の役務収益	78,729	78,102
その他業務収益	3,388	4,955
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	91	168
国債等債券償還益	10	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	3,286	4,786
その他経常収益	17,872	9,090
貸倒引当金戻入益	—	7,189
償却債権取立益	697	723
株式等売却益	10,252	3
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	6,922	1,174
経 常 費 用	1,592,547	1,500,121
資金調達費用	14,396	7,979
預 金 利 息	15,295	10,235
給付補填備金繰入額	520	313
譲渡性預金利息	—	—
借用金利息	△1,419	△2,568
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	148,199	126,261
支払為替手数料	18,639	14,266
その他の役務費用	129,560	111,994
その他業務費用	2,014	469
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	1,116	404
国債等債券償還損	818	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	78	65
経 費	1,370,687	1,361,315
人 件 費	881,837	867,749
物 件 費	459,349	435,348
税 金	29,500	58,218
その他経常費用	57,248	4,094
貸倒引当金繰入額	29,908	—
貸 出 金 償 却	39	—
株式等売却損	3,152	—
株 式 等 債 却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	2,000	—
その他の経常費用	22,147	4,094
経 常 利 益	234,895	356,379

科 目	令和2年度	令和3年度
特 別 利 益	—	33,692
固定資産処分益	—	31,692
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	2,000
特 別 損 失	21,538	13,276
固定資産処分損	21,538	7,822
減 損 損 失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	5,454
税引前当期純利益	213,356	376,795
法人税、住民税及び事業税	60,178	110,249
法 人 税 等 調 整 額	△20,879	40,058
法 人 税 等 合 計	39,298	150,308
当 期 純 利 益	174,058	226,487
緑越金(当期首残高)	50,511	56,577
土地再評価差額金取崩額	—	52,363
当 期 末 处 分 剰 余 金	224,569	335,428

(注)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 226円43銭

3. 再評価を行った土地を売却し、それに伴い取り崩される土地再評価差額金

土地再評価差額金取崩額 52,363千円

## 経理・経営内容

### 剩余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
当期末処分剰余金	224,569	335,428
積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	167,991	285,489
利益準備金	18,000	5,502
普通出資に対する配当金	9,991	9,987
(年1.0%の割合)	(年1.0%の割合)	
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	—	—
特別積立金	—	—
経営安定強化積立金	140,000	270,000
総額（当期末残高）	56,577	49,939

### 経費の内訳

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
人 件 費	881,837	867,749
報酬給料手当	702,542	698,225
退職給付費用	66,027	46,830
そ の 他	113,267	122,693
物 件 費	459,349	435,348
事 務 費	196,579	183,412
固 定 資 産 費	139,832	131,368
事 業 費	26,147	25,489
人 事 厚 生 費	7,991	7,735
有形固定資産償却	52,501	50,423
無形固定資産償却	1,395	1,126
そ の 他	34,901	35,793
税 金	29,500	58,218
経 費 合 計	1,370,687	1,361,315

### 業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
資金運用収益	1,686,501	1,732,418
資金調達費用	14,396	7,979
資金運用収支	1,672,104	1,724,438
役務取引等収益	119,680	110,036
役務取引等費用	148,199	126,261
役務取引等収支	△28,519	△16,225
その他業務収益	3,388	4,955
その他業務費用	2,014	469
その他の業務収支	1,373	4,485
業務粗利益	1,644,958	1,712,698
業務粗利益率	1.33 %	1.33 %
業務純益	270,134	363,034
実質業務純益	286,245	363,034
コア業務純益	288,079	363,269
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	288,079	363,269

### 役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
役務取引等収益	119,680	110,036
受入為替手数料	40,950	31,933
その他の受入手数料	78,715	78,078
その他の役務取引等収益	14	23
役務取引等費用	148,199	126,261
支払為替手数料	18,639	14,266
その他の支払手数料	115,886	99,276
その他の役務取引等費用	13,674	12,717

### 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
受取利息の増減	70,587	45,917
支払利息の増減	△5,848	△6,416



## 経理・経営内容

## 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	3,965	4,230
うち、出資金及び資本剰余金の額	999	995
うち、利益剰余金の額	2,976	3,245
うち、外部流出予定期(△)	9	9
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	35	24
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	35	24
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	128	79
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	4,129	4,334
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額	5	4
うち、のれんに係るもの	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	4
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少數出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	5	4
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	4,124	4,330
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	45,273	46,607
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	953	880
うち、他の金融機関等向けエクスポート	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	953	880
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,991	3,110
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	48,265	49,717
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.54%	8.70%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 経理・経営内容

### 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	1,818,461	1,784,481	1,796,035	1,827,442	1,856,500
経常利益	174,189	179,172	167,138	234,895	356,379
当期純利益	148,559	131,793	167,172	174,058	226,487
預金積金残高	106,277,479	107,842,419	108,635,541	115,404,556	112,601,133
貸出金残高	60,129,554	62,446,543	64,673,716	71,229,267	74,926,407
有価証券残高	14,676,254	16,362,360	15,634,416	15,414,214	15,970,318
総資産額	111,999,277	113,815,525	114,644,785	124,143,766	121,860,868
純資産額	4,463,108	4,648,520	4,668,020	4,920,329	5,063,765
自己資本比率(単体)	7.80 %	7.62 %	7.96 %	8.54 %	8.70 %
出資総額	993,028	995,923	998,653	999,343	995,502
出資総口数	993,028 口	995,923 口	998,653 口	999,343 口	995,502 口
出資に対する配当金	9,929	9,950	9,982	9,991	9,987
職員数	154 人	147 人	133 人	135 人	128 人

(注)1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

### 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	令和2年度	123,051百万円	1,686,501千円	1.37%
	令和3年度	128,213	1,732,418	1.35
うち 貸出金	令和2年度	70,075	1,497,342	2.13
	令和3年度	73,271	1,527,381	2.08
うち 預け金	令和2年度	37,320	59,389	0.15
	令和3年度	39,189	62,491	0.15
うち 有価証券	令和2年度	15,281	115,596	0.75
	令和3年度	15,378	119,730	0.77
資金調達勘定	令和2年度	120,287	14,396	0.01
	令和3年度	125,284	7,979	0.00
うち 預金積金	令和2年度	118,860	15,816	0.01
	令和3年度	122,714	10,548	0.00
うち 譲渡性預金	令和2年度	—	—	—
	令和3年度	—	—	—
うち 借用金	令和2年度	1,426	△1,419	△0.09
	令和3年度	2,569	△2,568	△0.09

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和2年度7百万円、令和3年度7百万円)を、控除して表示しております。

### 総資産利益率

(単位：%)

区分	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.18	0.27
総資産当期純利益率	0.13	0.17

(注)総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純) 利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く) 平均残高}} \times 100$ 

### 総資金利鞘等

(単位：%)

区分	令和2年度	令和3年度
資金運用利回(a)	1.37	1.35
資金調達原価率(b)	1.14	1.08
総資金利鞘(a-b)	0.23	0.27

(注)1. 資金運用利回 =  $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$ 2. 資金調達原価率 =  $\frac{\text{資金調達費用+経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$ 

## 有価証券の時価等情報

**売買目的有価証券**

**子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの**

**満期保有目的の債券**

取扱いなし

該当事項なし

取扱いなし

### 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

項目	令和2年度 貸借対照表計上額	令和3年度 貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	81	44
組合出資金	382	382
合計	464	426

(注)1. 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 組合出資金（全信組連出資金等）については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日) 第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

### その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	222	176	45	300	206	94
	債券	10,817	10,466	350	9,606	9,346	259
	国債	2,272	2,131	141	2,135	2,029	106
	地方債	3,263	3,134	129	2,910	2,817	92
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	公社公団債	—	—	—	—	—	—
	金融債	2,209	2,200	9	1,905	1,900	5
	その他社債	3,070	3,000	70	2,655	2,600	55
	その他の	946	933	12	741	732	8
	外国証券	907	902	4	703	701	2
	投資信託	38	30	8	37	30	6
	小計	11,985	11,577	408	10,647	10,285	361
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	131	157	△25	98	127	△29
	債券	1,883	1,900	△17	3,655	3,714	△58
	国債	—	—	—	386	394	△7
	地方債	99	100	△0	409	414	△4
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	公社公団債	197	200	△2	193	200	△6
	金融債	199	200	△0	399	400	△0
	その他社債	1,386	1,400	△13	2,266	2,305	△38
	その他の	1,325	1,335	△10	1,517	1,530	△13
	外国証券	1,306	1,316	△9	1,499	1,511	△11
	投資信託	18	19	△0	17	19	△1
	小計	3,339	3,392	△53	5,271	5,372	△101
合計		15,325	14,970	355	15,919	15,658	260

(注)1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

## 金銭の信託

### 運用目的の金銭の信託

取扱いなし

### 満期保有目的の金銭の信託

取扱いなし

### その他の金銭の信託

取扱いなし

## 経理・経営内容

### 先物取引の時価情報

取扱いなし

### オフバランス取引の状況

取扱いなし

### その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
外 国 為 替 売 買 益	—	—
商 品 有 価 証 券 売 買 益	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	0	0
国 債 等 債 券 償 還 益	0	—
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	3	4
<b>そ の 他 業 務 収 益 合 計</b>	<b>3</b>	<b>4</b>

### 預貸率及び預証率

(単位：%)

区 分	令和2年度		令和3年度
	(期 末)	(期中平均)	
預 貸 率	61.72	66.54	
	58.95	59.70	
預 証 率	13.35	14.18	
	12.85	12.53	

(注)1. 預貸率=貸出金／預金積金×100

2. 預証率=有価証券／預金積金×100

### 1店舗当たりの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
1店舗当たりの預金残高	7,693	8,042
1店舗当たりの貸出金残高	4,748	5,351

### 職員1人当たりの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
職員1人当たりの預金残高	854	879
職員1人当たりの貸出金残高	527	585



## 資 金 調 達

### 預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	49,674	41.7	56,574	46.1
定期性預金	69,185	58.2	66,139	53.8
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	118,860	100.0	122,714	100.0

### 預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	87,604	75.9	87,074	77.3
法人	27,799	24.0	25,527	22.6
一般法人	27,512	23.8	25,262	22.4
金融機関	0	0.0	0	0.0
公金	286	0.2	263	0.2
合 計	115,404	100.0	112,601	100.0

### 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項 目	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
財形貯蓄残高	—	—	—	—

### 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利定期預金	61,620	59,570	—	—
変動金利定期預金	—	—	—	—
その他の定期預金	213	204	—	—
合 計	61,833	59,774	—	—

## 資 金 運 用

### 貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	581	0.8	466	0.6
手形貸付	3,608	5.1	3,270	4.4
証書貸付	63,822	91.0	67,850	92.6
当座貸越	2,062	2.9	1,685	2.2
合 計	70,075	100.0	73,271	100.0

### 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分	金額		構成比	債務保証見返額
	令和2年度末	令和3年度末		
当組合預金積金	421	0.5	—	—
	383	0.5	—	—
有価証券	—	—	—	—
	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
	—	—	—	—
不動産	40,226	56.4	406	406
	44,896	59.9	376	376
その他	—	—	—	—
	—	—	—	—
小計	40,648	57.0	406	406
	45,280	60.4	376	376
信用保証協会・信用保険	18,881	26.5	—	—
	19,087	25.4	—	—
保証	5,720	8.0	87	87
	5,458	7.2	82	82
信用	5,979	8.3	18	18
	5,100	6.8	14	14
合計	71,229	100.0	511	511
	74,926	100.0	474	474

(注)消費者ローンについては、「保証」欄に計上しております。

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

## 資 金 運 用

### 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	令和2年度末	—	516	228	1,528
	令和3年度末	100	410	223	1,787
地 方 債	令和2年度末	—	1,019	535	1,808
	令和3年度末	100	912	527	1,778
短期社債	令和2年度末	—	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—	—
公社公団債	令和2年度末	—	—	—	197
	令和3年度末	—	—	—	193
金 融 債	令和2年度末	99	1,908	400	—
	令和3年度末	500	1,704	99	—
その他の社債	令和2年度末	100	504	406	3,445
	令和3年度末	—	705	302	3,914
株 式	令和2年度末	—	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—	—
外国証券	令和2年度末	—	1,913	300	—
	令和3年度末	499	1,407	296	—
その他の証券	令和2年度末	—	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—	—
合 計		令和2年度末	200	5,862	1,871
		令和3年度末	1,201	5,140	1,450
					7,673

### 貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和2年度		令和3年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	35	16	24	△11
個別貸倒引当金	470	9	474	3
貸倒引当金合計	506	25	499	△7

- (注)1. 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。  
 2. 当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

### 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高(単位：百万円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
固定金利貸出	28,356	27,138
変動金利貸出	42,872	47,787
合 計	71,229	74,926

### 消費者ローン・住宅ローン残高(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	2,120	37.7	2,040	38.0
住宅ローン	3,502	62.2	3,318	61.9
合 計	5,623	100.0	5,358	100.0

### 貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	31,547	44.2	31,475	42.0
設備資金	39,682	55.7	43,451	57.9
合 計	71,229	100.0	74,926	100.0

### 貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
貸出金償却額	0	—

### 貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	2,160	3.0	2,023	2.7
農業、林業	0	0.0	0	0.0
漁業	0	0.0	0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	13,834	19.4	14,050	18.7
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情報通信業	97	0.1	132	0.1
運輸業、郵便業	1,064	1.4	1,179	1.5
卸売業、小売業	4,244	5.9	4,177	5.5
金融業、保険業	2,635	3.7	2,642	3.5
不動産業	23,803	33.4	28,910	38.5
物品賃貸業	356	0.4	273	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	783	1.0	761	1.0
宿泊業	10	0.0	9	0.0
飲食業	722	1.0	662	0.8
生活関連サービス業、娯楽業	180	0.2	181	0.2
教育、学習支援業	29	0.0	25	0.0
医療、福祉	641	0.9	700	0.9
その他サービス業	1,811	2.5	1,769	2.3
その他の産業	553	0.7	523	0.6
小計	52,932	74.3	58,022	77.4
国・地方公共団体等	3,535	4.9	2,742	3.6
個人(住宅・消費・納税資金等)	14,761	20.7	14,160	18.8
合計	71,229	100.0	74,926	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 経理・経営内容

## 協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区分	分	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	537	183	353	100.00	100.00
	令和3年度	521	174	347	100.00	100.00
危険債権	令和2年度	824	707	116	99.93	99.55
	令和3年度	794	659	127	99.05	94.44
要管理債権	令和2年度	186	130	—	69.68	—
	令和3年度	128	106	—	82.87	—
三月以上延滞債権	令和2年度	—	—	—	—	—
	令和3年度	11	11	—	100.00	—
貸出条件緩和債権	令和2年度	186	130	—	69.68	—
	令和3年度	116	94	—	81.21	—
小計		1,549	1,022	470	96.36	89.30
正常債権		70,225				
合計		71,774			97.96	94.15
		75,433				

- (注)1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
- 3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
- 6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
- 7.「担保・保証額（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金（C）」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
- 10.金額は決算後（償却後）の計数です。

## 経理・経営内容

### コンプライアンス（法令等遵守）への取組み

- コンプライアンス体制とは、各種法令や社会規範はもとより、組合の内部規則等あらゆるルールを遵守する体制をいいます。信用組合は、高いレベルで公共性、社会性が求められ併せて組合員等をはじめ地域の「みなさま」に対しても大きな責任を負っており、役職員一人ひとりが常に公共的使命と高い倫理観をもって職務に当たる必要があります。そこで当組合は法令等遵守を経営の最重要課題と位置づけ、その維持、向上に資するため「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令等遵守態勢の充実に努めています。
- 反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序と安全を確保するうえで重要な課題であり、当組合においても「反社会的勢力対応管理規程」に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進しております。
- 当組合の業務において、「利益相反管理要領」に基づき顧客との利益相反を適切に管理し、顧客の利益が不当に害されることのないよう適切な態勢整備を行っております。
- コンプライアンス実践のため「コンプライアンス規程」に基づき毎年「コンプライアンス・プログラム」を策定し、地域における協同組織金融機関としての使命を達成するため、取組んでおります。

#### 反社会的勢力に対する基本方針

当組合ホームページに掲載しております。

#### 顧客保護等管理方針

当組合ホームページに掲載しております。

#### 利益相反管理方針

当組合ホームページに掲載しております。

#### 報酬体系について

##### 1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」並びに在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

##### (1) 報酬体系の概要

**【基本報酬】**  
非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事会の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 支給基準 b. 計算方法等

##### (2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総代会で定められた報酬限度額
理事	64	85
監事	11	15
合計	75	100

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事9名、監事2名です。

##### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号「報酬告示」) 第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

##### 2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「職員退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となつてないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

#### 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

##### ● 苦情処理措置

当組合では、お客さまにより一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

\*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものと言います。

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

##### 【窓口：業務推進部】

受付日：月曜日～金曜日

(土・日曜日、祝日及び組合の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

電話：011-211-0857 (内線 201)

なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを営業店窓口用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス：<https://www.sa-chushin.shinkumi.jp/>

苦情等のお申出は当組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受付けています。

##### 【窓口：しんくみ相談所（一般社団法人 全国信用組合中央協会）】

受付日：月曜日～金曜日

(土・日曜日、祝日及び協会の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

##### ● 紛争解決措置

札幌弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人生命保険協会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合業務推進部または下記窓口までお申し出ください。

また、お客さまが直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

札幌弁護士会 紛争解決センター (TEL 011-251-7730)

東京弁護士会 紛争解決センター (TEL 03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター (TEL 03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (TEL 03-3581-2249)

そんぽADRセンター (一般社団法人 日本損害保険協会)

(TEL 0570-022-808)

生命保険相談所 (一般社団法人 生命保険協会)

(TEL 03-3286-2648)

仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域での手続きを進める方法があります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センターにご照会ください。

#### 統合的リスク管理態勢

当組合は、自己責任原則に基づく適切なリスク管理が、組合経営の健全性を確保するために極めて重要であると考えております。

当組合は、各種リスクを統合的に把握・一元管理していくために、「統合的リスク管理規程」を定め、年度毎の経営戦略やリスク管理方針等を各リスク管理部門が策定し、その内容をリスク管理委員会が協議したうえで、常務会・理事会に付議して決定しております。

# 経 営 内 容

## リスク管理体制

### 一 定 性 的 事 項 一

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスボージャーに関する事項…該当事項なし
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和57年政令第44号）第3条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスボージャー又は株式等エクスボージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・金利リスクに関する事項

#### ●自己資本調達手段の概要

発行主体	札幌中央信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	995百万円
償還期限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

注：当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

#### ●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しては、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに策定する事業計画を積極的に取組み、その結果得られる適正利益を自己資本として積上げていくことが基本的な施策と考えております。

#### ●信用リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化により、条件どおりの債務履行ができなくなることにより、当組合が損失を被るリスクをいいます。</li> <li>&lt;管理方針&gt;</li> <li>・信用リスク管理強化のための与信ポートフォリオ（特定業種・大口融資等）の状況把握と小口多数主義により、リスク分散を基本として融資諸規定に基づく厳正な融資審査の徹底を図り、資産の健全化・良質化に努め、かつ不良債権の発生を未然に防止することによって収益力の向上に努めます。</li> </ul>
管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・与信管理は、各営業店での管理のほか、信用リスク管理の要である審査部が信用リスクの所在や規模等を的確に把握しております。また、法人信用格付システム取扱要領に基づき定期的にリスク管理委員会に報告し、同委員会はリスク内容を分析・評価のうえ、その対応策等を常務会に報告しております。</li> <li>・リスク管理委員会は、信用リスクを有する資産の自己査定及び償却、引当を適正に管理するとともに、オーバーランス項目も統合して総資産の信用リスクを統括的に管理しております。</li> </ul>
評価・計測	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用リスクについては、別に定める「資産の自己査定基準書」に基づき保有する資産を個別に検討し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて判断しております。</li> </ul>

#### ■貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、別に定める「資産の償却・引当の計上基準書」に基づき、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金に区分し、毎年決算日に下記により計上しております。

<一般貸倒引当金>

- ・正常先債権及び要注意先債権については、3年間の貸倒実績率の平均値により算定しております。
  - ・要注意先（要管理）債権については、3年間の貸倒実績率（1算定期間）の平均値をベースにして、過去3算定期間の平均値を求め算定しております。
  - ・上記に加え、当期においては、新型コロナウイルスの影響を考慮し、道内業種別業況判断指標（DI）の将来予測値が大幅に低下している5業種を対象とした予防的引当金を計上しております。
- <個別貸倒引当金>
- ・破綻懸念先債権については、債権額2億円以上の先にはDCF法で、2億円未満の先には個別債務者ごとに債権額から担保処分見込額及び回収可能と認められる額を控除した残額に貸倒実績率を乗じる方法で算定しております。
  - ・実質破綻先債権及び破綻先債権については、個別債務者ごとに債権額から担保処分見込額及び回収可能と認められる額を減算して、償却・引当金を算定しております。

#### ■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

・株式会社日本格付研究所

・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

・スタンダード・アンド・プアーズ・レイティングズ・サービシズ

なお、保有するエクスボージャーに2つ以上の格付がある場合に、それらに対応するリスク・ウェイトが異なるときは、2番目に小さいリスク・ウェイトを使用しております。

ただし、最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付に対応する場合には、最も下位の格付を使用しております。

#### ■エクスボージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当組合は、エクスボージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

#### ■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、標準的手法を探用し、信用リスク・アセット額の算出において信用リスク削減手法を適用しております。

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、適格金融資産担保、一定の条件を満たす見合定期預金、保証等が該当します。具体的には、当組合が抱く担保に預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、当組合が定める内規により、適切な事務取扱と適正な評価・管理を行っております。

一方、保証には、住宅融資保険等があります。なお、当組合は一定条件を満たす見合定期預金の削減はしておりません。

#### ■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

#### ●証券化エクスボージャーに関する事項

該当事項なし

#### ●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーショナル・リスクとは、事務リスク（役職員による事務ミス・不正等）及びシステムリスク（システムの不備等）ならびに外部事象の発生により損害を被るリスクをいいます。</li> <li>&lt;管理方針&gt;</li> <li>(事務リスク管理方針)</li> <li>・事務処理における正確性の確保を重視し、手続き・権限の厳正性を維持します。</li> <li>・機械化・システム化により手作業事務処理の削減を図ります。</li> <li>・現金・金券類の取扱いを規定に基づき厳格に行います。</li> <li>・内部監査・自店検査による牽制機能の確保を図ります。</li> <li>・事務規定等の整備を図り、計画的な研修・指導を行い、事務水準の向上を図ります。</li> <li>(システムリスク管理方針)</li> <li>・SKCセンターと一緒にしてシステムの安定稼動に万全を期し、障害などの発生を未然に防止するため、SKCセンターの運営に積極的に参画します。</li> <li>・独自に補完システムを有し、パソコン等の導入が図られていることから、これらとのリスク管理を行います。</li> <li>・システムリスクの管理については、別途詳細な「システムリスク管理要領」を定め厳格な管理を行います。</li> </ul>
------------------	---

## 経 営 内 容

<b>管 理 体 制</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務リスクについては、厳正な事務規定等の整備と遵守の徹底を図るとともに、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての監査部による内部監査を定期的に実施し、事務水準向上、事故防止、事務運営の適正化を図ってリスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。</li> <li>・システムリスクについては、「しんくみ全国共同センター」に加盟し、予期せぬ緊急事態が発生した場合でも、バックアップセンターへ切り替える等、金融機関として必要な業務を継続維持できるよう万全を期しております。</li> <li>・事務リスクの管理は「事務分掌規程」で定める所管業務を担当する部門が行い、リスク発生時はリスク管理委員会及び常務会で検討し、さらに必要に応じて理事会にも報告し、その対応策を講じております。</li> <li>・顧客からの苦情・要望等の外部事象の発生によって損失を被るリスクについては、業務推進部が統括受付窓口として適切に対応するとともに、個人情報保護体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理体制の整備に努めております。</li> </ul>
<b>評 価 ・ 計 測</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーション・リスクについては、別に定める「オペレーション・リスク算定基準書」に基づき、1年間の粗利益（業務粗利益から国債等債券売却益及び同償還益を減算して、国債等債券売却損・同償還損・同償却及びアウトソーシング費用を加算した額）の15%相当額の直近3年間の平均値をリスク相当額として計測しております。</li> </ul>

### ■オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

### ●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

<b>リス ク の 説 明 及 び リス ク 管理 の 方 針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出資その他これに類するエクspoージャー及び株式等エクspoージャーに内包するリスクとは、市場相場の変動によって資産価値が上下する価格変動リスクと、株式や出資等の発行体の信用状態が悪化し、元本や配当等の一部が回収不能となるリスクをいいます。 &lt;管理方針&gt;</li> <li>・有価証券等の運用はあくまで余裕資金の運用として位置づけ、リスクは最小限に抑えることを重視し別に定める「余資運用基準書」に基づき、安全性・流動性・収益性の向上に努めます。</li> </ul>
<b>管 理 体 制</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクの状況は毎月末時点で「有価証券の状況管理表」を作成し、常務会へ報告するとともに評価損益の状況が悪化しないよう常に市場動向に注意を払い、価格変動リスクに対処できるよう努めています。また、定期的な自己査定において、取得後の事情変化についても管理しております。</li> </ul>
<b>評 価 ・ 計 測</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出資その他これに類するエクspoージャーまたは株式等エクspoージャーに係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。</li> </ul>

### ●金利リスクに関する事項

<b>リス ク の 説 明 及 び リス ク 管理 の 方 針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利リスクとは、市場金利が変動することにより、資産・負債の現在価値または期間収益に影響を与えるリスクをいいます。 &lt;管理方針&gt;</li> <li>・資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で、特に金利変動に伴う金利リスクを重点的に管理します。</li> <li>・貸出にかかる金利リスクは、毎年貸出種類別、期間別等で標準金利を設定し、さらに経済情勢、金利動向を観ながら必要に応じて金利を見直します。</li> <li>・預金にかかる金利リスクは市場金利水準を的確に把握し、週単位で金利見直しを行い調達コストの軽減を図ります。</li> <li>・有価証券運用については、あくまで余資運用と位置づけ「余資運用基準書」に基づき、安全性・流動性・収益性の向上に努めます。</li> </ul>
<b>管 理 体 制</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利リスクを潜在的に大きなリスクであると認識し、資金経理部がVaR（過去のある一定期間のデータをもとに、将来の特定期間内に、ある一定の確率の範囲内で被る可能性のある最大損失額）や銀行勘定の金利リスク（IRRBB）の枠組みに係るリスク量を計測し、リスクが自己資本に比して過大とならないよう管理しております。</li> <li>・一連の金利リスク管理の状況については、必要に応じて常務会、リスク管理委員会、本部関連部署に報告され、金利変動リスクに速やかに対応するよう努めています。</li> </ul>
<b>評 価 ・ 計 測</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当組合において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」「有価証券」のうち債券、「貸出金」「預金積金」「借用金」であります。</li> <li>・当組合では、これらの金融資産及び金融負債について「『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年金融庁告示第17号）』において通貨ごとに規定された金利ショック」を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。</li> <li>・具体的には、別に定める「市場リスク算定基準書」に基づき、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合、1.00%上昇）が生じた場合の経済価値の変動額を四半期毎に計測しております。計測された計数は経営陣が把握し、資金の運用・調達及び金利政策に関する経営判断をする際の重要指標としております。</li> </ul>

### ■金利リスクの算定手法の概要

○開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE 及び△NII 並びに信用組合がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(注) △EVE とは銀行勘定の金利リスク（IRRBB）のうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの、△NII とは金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長金利改定満期は5年です。

(c) 普通預金等のように明確な金利改定期間がなく、お客様の要求によって随時払い出される預金のうち引き出されずに平均的に滞留する預金をコア預金と定義し、①過去5年間の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限に、平均満期を2.5年として金利リスク量を計算しております。

(d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、金利リスクの算定上、ともに想定しておりません。

(e) 本邦通貨（円）以外の金融資産・金融負債はありません。

(f) 割引金利にスプレッドは考慮しておりません。

(g) 内部モデルには使用しておりません。

○信用組合が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE 並びに△NII 以外の金利リスクを計測している場合における当該金利リスクに関する事項

(a) VaR（過去のある一定期間のデータをもとに、将来の特定期間内に、ある一定の確率の範囲内で被る可能性のある最大損失額）を四半期毎に計測しております。

(b) 当組合のVaRは、SMBC 日興証券が提供する有価証券管理システム「NBA」を利用して、分散共分散法（保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間1年）により算出し、自己資本の額との比較対照によって、自己資本の充実度評価や統合的リスク管理に活用し、金利リスクのコントロールを行っております。

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク		(単位：百万円)			
項番	△EVE	△NII		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,600	1,872	▲111	▲76
2	下方パラレルシフト	0	0	2	0
3	ステイプル化	1,556	1,709		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,600	1,872	2	0
8	自己資本の額		4,330		4,124

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

## 経営内容

## 資料編

## リスク管理体制

## — 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の構成に関する事項 P.10をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートージャー及び証券化エクスポートージャーを除く。）
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポートージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等エクスポートージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項…P.19をご参照ください

## ●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	45,273	1,810	46,607	1,864
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポートージャー	44,320	1,772	45,726	1,829
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	10	0	10	0
我が国の政府関係機関向け	10	0	10	0
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,944	317	6,693	267
法人等向け	9,840	393	11,056	442
中小企業等向け及び個人向け	6,753	270	6,646	265
抵当権付住宅ローン	7,761	310	8,439	337
不動産取得等事業向け	8,070	322	9,085	363
三月以上延滞等	104	4	102	4
取立未済手形	1	0	2	0
信用保証協会等による保証付	555	22	363	14
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	472	18	435	17
出資等のエクスポートージャー	472	18	435	17
重要な出資のエクスポートージャー	—	—	—	—
上記以外	2,796	111	2,881	115
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調 達手段に該当するもの以外のものに係るエクス ポートージャー	251	10	251	10
信用協同組合連合会の対象普通出資等であって コア資本に係る調整項目の額に算入されなかつ た部分に係るエクスポートージャー	374	14	374	14
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に 係るエクスポートージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポートージャー	2,171	86	2,256	90
②証券化エクスポートージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエク スポートージャー	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入され るもの額	953	38	880	35
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクス ポートージャーに係る経過措置によりリスク・アセ ットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関連エクスポートージャー	—	—	—	—
□. オペレーションル・リスク	2,991	119	3,110	124
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+□）	48,265	1,930	49,717	1,988

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポートージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポートージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートージャーのことです。

4. オペレーションル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

（オペレーションル・リスク（基礎的手法）の算定方法）  
粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15% ÷ 8%  
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## ●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.15をご参照ください。

## 経 営 内 容

### 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

#### ●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクspoージャー区分	信用リスクエクspoージャー期末残高								三月以上延滞 エクspoージャー	
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引					
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国 内	内	122,286	120,129	72,126	75,783	12,367	13,061	—	—	714	700
国 外	外	2,223	2,217	—	—	2,218	2,213	—	—	—	—
地 域 別 合 計		124,509	122,346	72,126	75,783	14,586	15,274	—	—	714	700
製 造 業	業	3,014	2,715	2,219	2,057	600	500	—	—	0	0
農 業 、 林 業	業	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
漁 業	業	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	業	14,414	14,641	14,211	14,438	200	200	—	—	42	40
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	業	1,704	2,004	—	—	1,700	2,000	—	—	—	—
情 報 通 信 業	業	252	387	97	132	100	200	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	業	1,100	1,318	1,090	1,202	—	104	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	業	4,748	4,674	4,335	4,261	400	400	—	—	8	7
金 融 業 、 保 険 業	業	42,401	36,256	2,824	2,832	5,419	5,413	—	—	—	—
不 動 産 業	業	25,297	30,364	24,677	29,743	600	600	—	—	535	527
物 品 賃 貸 業	業	356	273	356	273	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	業	809	784	798	774	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	業	10	9	10	9	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	業	820	753	820	753	—	—	—	—	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	業	187	190	187	190	—	—	—	—	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	業	29	25	29	25	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	社	641	700	641	700	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		2,165	2,086	2,163	2,084	—	—	—	—	67	57
そ の 他 の 产 業		572	538	572	538	—	—	—	—	—	—
国 ・ 地 方 公 共 团 体 等		9,123	8,621	3,535	2,742	5,566	5,855	—	—	—	—
個 人		13,565	13,032	13,553	13,021	—	—	—	—	59	66
そ の 他		3,293	2,967	—	—	—	—	—	—	—	—
業 种 別 合 計		124,509	122,346	72,126	75,783	14,586	15,274	—	—	714	700
1 年 以 下		31,407	28,107	6,579	7,178	200	1,200	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下		11,586	11,202	5,171	5,695	3,511	3,307	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下		11,349	8,471	6,531	5,059	2,306	1,804	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下		5,816	5,064	5,214	4,352	600	711	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下		16,659	18,478	15,418	17,070	1,223	708	—	—	—	—
10 年 超		42,932	46,651	32,569	35,809	6,744	7,541	—	—	—	—
期 間 の 定 め の な い も の		4,758	4,369	641	617	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計		124,509	122,346	72,126	75,783	14,586	15,274	—	—	714	700

(注)1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2.「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクspoージャーのことです。

3.上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクspoージャーです。具体的には現金、未決済為替貸、債権以外の仮払金、有形・無形固定資産、繰延税金資産、業種区分に分類することが困難な貸出金等、その他の資産が含まれます。

4.上記の「期間の定めのないもの」は、期間区分に分類することが困難なエクspoージャーです。具体的には現金、株式、出資金、債権以外の仮払金、有形・無形固定資産、繰延税金資産、期間区分に分類することが困難な貸出金等、その他の資産が含まれます。

5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

#### ●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業 种 别	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高					
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	42	40	40	39	—	—	42	40	40	39	—	—
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	8	8	8	19	—	—	8	8	8	19	—	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	352	377	377	376	4	—	348	377	377	376	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	13	4	4	0	—	—	13	4	4	0	—	—
そ の 他 の 产 業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
国 ・ 地 方 公 共 团 体 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	42	40	40	39	—	—	42	40	40	39	0	—
合 計	461	470	470	474	4	—	457	470	470	474	0	—

(注)1.当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2.当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

3.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 経営内容

### ●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクspoージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	22,394	—	24,195
10%	—	6,096	—	4,128
20%	39,721	8	33,467	10
35%	—	22,175	—	24,113
50%	4,903	493	5,519	480
75%	—	8,041	—	7,813
100%	—	20,565	—	22,512
150%	—	9	—	4
200%	—	—	—	—
250%	—	100	—	100
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	44,624	79,885	38,987	83,359

(注)1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャーは含まれておりません。

### 信用リスク削減手法に関する事項

#### ●信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
	信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	504	449	2,242	2,302	—	—
①ソブリン向け		—	—	—	—	—	—
②金融機関向け		—	—	—	—	—	—
③法人等向け		63	49	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け		353	325	2,058	2,125	—	—
⑤抵当権付住宅ローン		0	—	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け		9	4	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等		—	—	133	129	—	—
⑧信用保証協会付		50	40	—	—	—	—
⑨出資等		—	—	—	—	—	—
出資等のエクspoージャー		—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクspoージャー		—	—	—	—	—	—
⑩他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー		—	—	—	—	—	—
⑪信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー		—	—	—	—	—	—
⑫その他		27	30	50	47	—	—

(注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクspoージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクspoージャー）を含みません。

3. 「その他」とは、①～⑪に区分されないエクspoージャーです。具体的には名寄せ後1億円超及び名寄せ後小口分散基準超のエクspoージャーが含まれます。

### 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

### 証券化エクspoージャーに関する事項

#### ●オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクspoージャーに関する事項）

該当事項なし

#### ●投資家の場合

該当事項なし

## 経 営 内 容

### 出資等エクスポージャーに関する事項

#### ●貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	411	411	453	453
非上場株式等	462	—	425	—
合計	<b>873</b>	<b>411</b>	<b>878</b>	<b>453</b>

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しております。

#### ●出資等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
売却益	10	0
売却損	4	0
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

#### ●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	27	69

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

#### ●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	—	—

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。当組合は該当ありません。

#### ●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

該当事項なし



## 国際業務

外国為替取扱高

取扱いなし

## 証券業務

公共債引受額

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
国債	—	—

(注)地方債、政府保証債は取り扱っておりません。

外貨建資産残高

取扱いなし

公共債窓販実績

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
国債・その他公共債	556	586

## その他業務

代理貸付残高の内訳

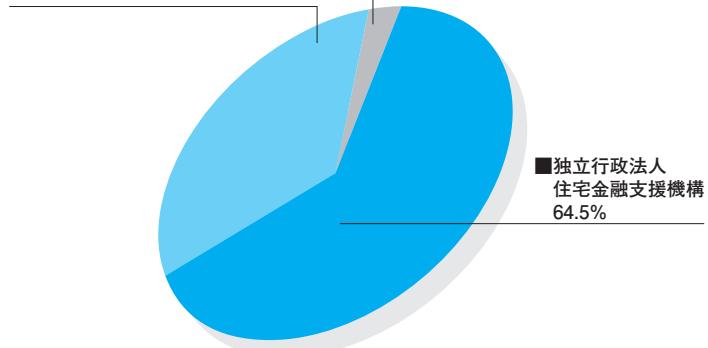
(単位：百万円)

区分	令和2年度末	令和3年度末
全国信用協同組合連合会	493	459
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	—	—
独立行政法人住宅金融支援機構	1,028	909
独立行政法人勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人福祉医療機構	43	40
その他の	—	—
合計	1,565	1,409

令和3年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比

■独立行政法人 福祉医療機構／2.8%

■全国信用協同組合連合会／32.5%



## 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第69期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和4年6月24日

札幌中央信用組合

理事長 浅山 廣司

## 法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「監査法人ライトハウス」の監査を受けております。

## 継続企業の前提の重要な疑義

該当事項なし

## トピックス

- 令和3年 4月 「伴走支援型特別保証制度」の取扱いを開始
- 令和3年 7月 「電話リレーサービス」の取扱いを開始
- 令和3年 8月 個人型確定拠出年金「iDeCo」の取扱いを開始
- 令和3年 9月 「しんくみの日週間献血運動」を実施
- 令和3年 9月 令和2年2月から各営業店に開設した「新型コロナウイルス感染症対策相談窓口」の設置期限を令和3年9月30日から令和4年3月31日まで再度延長（新年度再延長）
- 令和3年10月 会社等の役員の方や個人事業主の方の積立型退職金制度である「小規模企業共済」の前年度加入実績が全国の信組業界で第3位となり、(独)中小企業基盤整備機構より感謝状を受賞
- 令和3年10月 東北通支店を廃止し、平岡支店と統合
- 令和4年 2月 インターンシップの実施（北海道武蔵女子短期大学）
- 令和4年 2月 北海道プロフェッショナル人材センターと連携し、企業の発展に必要な人材確保の支援を開始
- 令和4年 3月 事業承継問題を抱える企業への課題解決を目的とした、(株)北海道銀行との「事業承継相談業務」に関する協定等の本業支援を中心とした業務提携を新たに7社と締結

## 要望等相談窓口

当組合業務に対する要望等の統括相談窓口は、本部「業務推進部」となっております。

ご相談がございましたら、各営業店もしくは直接「業務推進部」までご連絡ください。

「業務推進部」 電話番号211-0857（内線 201）

## その他の業務

### 手数料一覧

(令和4年4月1日現在)

#### ●振込手数料（1件当たり）

種類	窓口利用	ATM利用			インターネットバンキング
		現金振込	キャッシュカード振込	一般組合員	
当組合宛	3万円以上	440円	330円	220円	無料
	3万円未満	220円	110円	110円	無料
	給与振込	無料			
他行宛	3万円以上	770円	550円	385円	385円
	3万円未満	605円	385円	275円	275円
	給与振込	55円			
組戻料				880円	

#### ●代金取扱手数料（1件当たり・当組合の他店券も同様）

種類		料金
当所	手形	550円
	手形以外（小切手・その他）	無料
他所	至急扱い（個別取扱い）	1,100円
	普通扱い（集中取扱い）	880円
その他 (当所・他所共通)	不渡手形返却料	880円
	取扱手形組戻料	880円

#### ●融資関係手数料

種類		料金	
証書貸付全額繰上げ償還	1件	22,000円	
	固定金利型住宅ローン	33,000円	
消費者ローン全額繰上げ償還	1件	5,500円	
証書貸付一部繰上げ償還	1件	5,500円	
貸付条件変更	1件	11,000円	
プロパー住宅ローン融資手数料	1件	55,000円	
不動産担保事務取扱	1件	55,000円	
不動産担保の一部解除	1件	11,000円	
不動産担保解除（担保抹消）	1件	1,100円	
追加担保事務取扱	1件	55,000円	
固定金利再選択手数料	1件	5,500円	
根抵当権設定	極度額1億円未満	1件	88,000円
仮登記手数料	極度額1億円以上	1件	110,000円
借入用手形	1枚	660円	
証書貸付償還表再発行	1回	550円	
借入金利息支払証明書	1通	550円	
火災保険質権設定	1件	1,100円	
当座貸越更新手数料	1件	11,000円	

#### ●その他手数料

種類		料金
手形・小切手	約束手形帳 1冊(25枚)	1,100円
	為替手形帳 1冊(50枚)	2,200円
	小切手帳 1冊(50枚)	2,200円
マル専当座取扱	割賦販売通知書1枚	5,500円
マル専約束手形	1枚	1,100円
自己宛小切手	1枚	1,100円
諸通帳再発行	1冊	1,100円
キャッシュカード再発行	1枚	1,100円
他行ATM利用	1回(時間内取扱)	110円
	1回(時間外取扱)	220円
貸金庫の利用 (1年間)	第1種(本店)	22,000円
	第2種(本店)	16,500円
	第3種(支店)	18,700円
夜間金庫 (1か月)	基本使用料(入金袋4個まで)	18,480円
	入金袋5個目から1袋につき	1,100円
残高証明書 (1通)	端末印字	550円
	英文・手書	3,300円
	監査法人向け	3,300円
個人向けインターネットバンキング利用手数料	1年間	1,320円
法人・個人事業者向けビジネスパンキング利用手数料	1か月(データ伝送なし)	1,100円
	1か月(データ伝送あり)	3,300円
窓口両替手数料 (1枚)	1~20枚	無料
	21~100枚	220円
	101~500枚	440円
	501~1,000枚	660円
	1,001~2,000枚	1,100円
	以下1,000枚ごと加算	440円
大量硬貨入金手数料 (1枚)	1~300枚	無料
	301~1,000枚	330円
	1,001~2,000枚	880円
	以下1,000枚ごと加算	440円
個人データ開示	1通	1,100円
現金集金・届け手数料	1回	880円

(注)上記手数料はすべて消費税を含む総額表示になっております。

### 内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区分	令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	65,614	49,472	65,136
	他の金融機関から	101,453	68,988	99,675
代金取立	他の金融機関向け	227	395	223
	他の金融機関から	744	2,036	591
				1,389

### 主要な事業の内容

#### 1. 預金業務

##### (1) 預金・定期積金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取扱っております。

##### (2) 譲渡性預金

取扱っておりません。

#### 2. 貸出業務

##### (1) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

##### (2) 手形の割引

一般商業手形の割引を取扱っております。

#### 3. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

#### 4. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式等に投資しております。

#### 5. 内国為替業務

振込及び代金取立等を取扱っております。

#### 6. 外国為替業務

取扱っておりません。

#### 7. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

#### 8. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

#### 9. 附帯業務

##### (1) 債務の保証業務

##### (2) 有価証券の貸付業務

##### (3) 国債等の引受け及び引受国債等の募集の取扱業務

##### (4) 代理業務

イ. 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務

ロ. 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

ハ. (株)りそな銀行の信託代理店業務

##### (5) 国、地方公共団体の公金取扱業務

##### (6) 株式払込金の受入代理業務

##### (7) 保護預り及び貸金庫業務

##### (8) 両替業務

##### (9) 保険の窓口販売業務

##### (10) 電子債権記録業務

##### (11) 金融商品仲介業務

##### (12) 企業等の事務受託業務

##### (13) 地域活性化等業務

### 当組合の子会社

### 該当事項なし

## 地域貢献（信用組合の社会的責任（CSR）に関する事項等）

### 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、地域の信用組合として地元の中小企業者や住民が組合員となり、お互いに助け合い発展していくという相互扶助の理念に基づき運営する金融機関です。

当組合は経営理念の一つに「地域密着型金融」を掲げ、組合員をはじめ、地域の中小企業者や住民一人ひとりの顔が見えるきめ細かな取引を基本として、皆さまから信頼されるサービスの提供と、地域社会の生活環境や文化の向上等に貢献するため、地域経済の発展に尽力して参ります。

また、新型コロナウイルスの影響を受けられたお客さまへの継続支援に取組んで参ります。

当組合は、次の5点を掲げ、地域密着型金融に取組んでいます。

1. 新型コロナウイルス感染症に伴う取引先企業の支援強化
2. 企業のライフステージに応じた金融支援
3. 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
4. 地方創生に係る地域経済への貢献
5. 地域活性化につながる情報と多様なサービスの提供

### 預金を通じた地域貢献

(1) 当組合組員の年金受給者の方々を対象に、「年金定期預金」の取扱いをしています。

- ・ベスト100  
上乗せ利率 0.100% 預入限度額 100万円

- ・プラス1000  
上乗せ利率 0.020% 預入限度額 1,000万円

(2) 令和3年10月～12月、店頭表示金利を基準に優遇利率を設定した「ラッキー定期預金」の取扱いを致しました。

- ・実施期間：10月～12月

<スーパー定期預金3年>

- ・組合員の皆さまには、基準金利の5倍 (0.010%)
- ・組合員以外のお客さまには、基準金利の3倍 (0.006%)

<スーパー定期預金5年>

- ・組合員の皆さまには、基準金利の7倍 (0.014%)
- ・組合員以外のお客さまには、基準金利の5倍 (0.010%)

(3) お客様の多様なニーズにお応えすべく、3種類の定期預金商品の取扱いをしています。

- ・年金受取予約定期預金

当組合で公的年金のお受取を予約いただける55才以上の方に、スーパー定期預金（1年）の基準金利に金利を上乗せした定期預金

- ・相続定期預金

1年以内に相続により取得した相続金額に、スーパー定期預金（1年・3年・5年）の基準金利に金利を上乗せした定期預金

- ・退職金定期預金

1年以内に退職により取得した退職金に、スーパー定期預金（1年・3年・5年）の基準金利に金利を上乗せした定期預金

### 融資を通じた地域貢献

地域の皆さまからお預りした資金は地域で資金を必要とするお客さま（組合員）にご融資し、事業や生活の繁栄のお手伝いをすることを基本に地域経済の持続的発展に努めております。

#### ◎地方自治体の制度融資貸出金残高

(単位：百万円)

区分	令和2年度末		令和3年度末	
	件数	金額	件数	金額
北海道制度融資	604	8,946	546	8,644
札幌市制度融資	380	4,407	313	3,788
合 計	984	13,354	859	12,433
総貸出金に対する比率	18.7%		16.5%	

#### ◎担保・保証に過度に依存しない融資額

(単位：百万円)

	令和2年度末		令和3年度末（注）	
	件数	金額	件数	金額
経営者からの保証徵求なし	6	49	59	685

(注) 令和3年度末の計数は、令和3年4月から令和4年3月までの実行累計額を記載しております。

#### ◎地方自治体に対する貸出金残高

(単位：百万円)

区分	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	金額	金額	金額
札幌市	3,535		2,742	

#### ◎中小企業向け貸出金残高

(単位：百万円)

	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	金額	金額	金額
中小企業向け融資	49,972		55,267	

#### ◎新型コロナウイルス感染症関連融資

(単位：百万円)

区分	令和2年度末		令和3年度末	
	件数	金額	件数	金額
北海道制度融資 北海道新型コロナウイルス感染症対応資金	410	8,110	407	8,103
札幌市制度融資 札幌市新型コロナウイルス対応支援資金	41	1,840	44	1,737
伴走支援型特別保証	—	—	266	3,563
合 計	451	9,950	717	13,404
総貸出金に対する比率		13.9%		17.8%

## 地域貢献（信用組合の社会的責任（CSR）に関する事項等）

### 地域サービスの充実

- ◎北海道銀行および道内の14信金・3信組と共同で、地域資源を活用して成長を目指す中小企業等へのサポートを目的に設立した「はっかいどう地方創生ファンド」を支援しています。
- ◎財団法人 北海道中小企業総合支援センターが、中小企業者等の創業支援やものづくり産業の助成を目的として設置した「北海道中小企業応援ファンド」を支援しています。
- ◎北海道商工会連合会が中小企業者と農林漁業者への助成を目的として設置した「北海道農商工連携ファンド」を支援しています。
- ◎札幌大通地区隣接の6商店街、札幌市、札幌商工会議所など31団体・企業が株主となって設立した「札幌大通まちづくり株式会社」に資本参加し、商店街の活性化活動等に協力しています。
- ◎地元町内会、老人クラブ、各サークル等からの要望により、定期的に会議室を開放しご利用いただいているです。
- ◎地元商店会、町内会、青年会等に加盟し、各種行事の支援振興に協力し、札幌経済の発展に努めています。

### 当組合の社会的貢献活動（CSR）について

#### \* 社会貢献機能付き「ピーターパンカード」の取扱い

当組合は、全国信用協同組合連合会が株式会社オリエントコーポレーションと提携した、社会貢献機能を有するクレジットカード「しんくみピーターパンカード」を取扱い、お客さまにご利用いただいています。

このカードは、お客さまが買い物などでご利用されたカード代金の0.5%相当額が、各地域の信用組合協会が選定した福祉関連諸団体等に寄付されており、子どもたちの健全育成や難病の子どもたちを支援することに役立っています。

#### \* 「安全・安心どさんこ運動」及び「札幌市地域安全サポーターズ」への参加

当組合は、北海道庁の主催による「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進協議会」の提唱する「安全・安心どさんこ運動」に協賛するとともに、札幌市の主催による「札幌市地域安全サポーターズ」に登録しております。

「人・地域・社会の絆」を深め、地域コミュニティの力を高めるために、職員全員に周知し、当組合の社会貢献活動の一環として以下の取組みを行っています。

- ・みんなで守ろう子どもたち運動（子どもの安全を見守る運動）
- ・あいさつ・みまもり・たすけあい運動
- ・「子ども110番の店」

等の運動を行い、「安全・安心な地域づくり」に参加しています。

#### \* 「しんくみの日」活動

信用組合業界では、毎年9月3日を「しんくみの日」とし、同日を含む1週間を「しんくみの日週間」と定めて社会奉仕活動等を実施しています。

当組合は、献血活動に参加し、令和3年度は9月3日（金）に北海道赤十字献血センターから移動献血車を招請し、当組合職員及び近隣協力者の参加により実施致しました。

また、上記「しんくみの日」活動のほか4月・12月に本部・本店営業部職員等による献血活動も行っています。

#### \* 「交通遺児育英事業」の支援

交通事故が原因で保護者が亡くなられた子どもたちの学業支援のため、社団法人北海道交通安全推進委員会が実施している交通遺児育英事業基金造成のための募金活動に参加し、営業店の窓口に「交通遺児励ましの箱」を設置しているほか、賛助金を拠出しています。

### お客様の利便性向上に向けた取組み

- (1) 地域密着型金融機関として顧客満足を第一に取組み、営業店窓口の活性化、職員全員がお客さまに信頼される明るい窓口態勢作りに努めています。
- (2) 常にお客さまの立場に立って、店内のロビーやカウンター等の環境整備を図りました。
- (3) お客様の利便性向上として、引き続きセブン銀行と提携し、セブンイレブン等に設置しているATM（一部手数料の無料化）の利用促進をPRして参りました。
- (4) 全国の信用組合と通帳記帳提携を結び、全国各地のしんくみATMで通帳記帳することができます。
- (5) 法人・個人事業者向けインターネットバンキングサービスを扱うことにより、お客さまの更なる利便性向上に努めています。
- (6) 組合の概要や、商品案内、キャンペーンの告知等については、ホームページ等に掲載しました。
- (7) 組合員の特典として、振込手数料の割引や優遇商品の年金定期預金等を積極的にPRし、推進して参りました。



## 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

### 取引先への支援状況等

当組合は、地域密着型金融の推進を恒久的な業務の一環ととらえ「地域密着型金融推進計画」に基づき、中小企業金融の円滑化や地域経済活性化のため、取引先に対する経営情報の提供や、経営相談、金融支援を積極的に行っております。

#### (1) 創業・新事業支援融資実績

(単位：件、百万円)

	令和3年度	
	件 数	金 額
創業・新事業支援融資実績	6	23

(注) 1. 「創業独立開業資金」等制度資金の活用に取組んでおります。  
2. 営業店を通じて「札幌市中小企業支援センター」の活用に取組んでおります。

#### (2) 経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初債務者数 (A)		うち経営改善支援取組み先 ( $\alpha$ )		
		$\alpha$ のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 ( $\beta$ )	$\alpha$ のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 ( $\gamma$ )	$\alpha$ のうち再生計画を策定した先数 ( $\delta$ )
141	8	3	5	7

(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。  
2. 期初債務者数は令和3年4月当初の債務者数です。  
3. 債務者数・経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。  
4. 「 $\alpha$ （アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数  $\beta$ （ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は  $\alpha$  には含みますが  $\beta$  には含んでおりません。  
5. 「 $\alpha$  のうち期末に債務者区分が変化しなかった先  $\gamma$ （ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。  
6. 「 $\alpha$  のうち再生計画を策定した先数  $\delta$ （デルタ）」は、 $\alpha$  のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCC の支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。  
7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

経営改善支援取組み率 ( $\alpha / A$ )	ランクアップ率 ( $\beta / \alpha$ )	再生計画策定率 ( $\delta / \alpha$ )
5.6	37.5	87.5

### 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、地元で健全な事業を営む中小企業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくことに対し、Face to Face 営業「地域と共に存・地域に貢献・そしてともに成長」をスローガンとし、地元事業者の経営相談及び経営改善に関するきめ細やかな支援に積極的に取組んでおります。

### 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当組合は、内閣府、経済産業省から「経営革新等支援機関」の「認定」を受け、コンサルティング機能の一環として事業者の経営の強み・弱みを共有し伴走型支援を実施しています。また、公的機関などの活用により専門性の高い相談や指導・助言を行える体制を構築し、事業者の経営改善に努めています。

### 中小企業の経営支援に関する取組み状況

中小・零細企業の多くは、自己資本に乏しく、他人資本（借入）に依存せざるを得ない状況にあり、コロナ禍の中ではより一層経営支援が必要となりました。

事業先支援コネクション（繋がり） 営業の充実、事業性評価の取組み強化により経営支援に積極的に取組んでおります。

また、当組合では新型コロナウイルスに影響を受けられた顧客への支援として「伴走支援型特別保証制度」による金融支援の継続、定期的な訪問によるモニタリング、新たな資金繰り支援または元金返済額の軽減、状況によっては元金返済の猶予等条件緩和にも柔軟な対応を行っています。

## 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

### 創業・新規事業開拓の支援

公的機関との連携、道・札幌市の制度資金・保証制度を活用しております。

日本政策金融公庫と連携した創業者向け商品「どさんこ創業サポート」の取扱いも含め、創業される企業や個人のニーズに応えるべく支援体制を整えております。

### 成長段階における支援

事業者の経営課題と将来の戦略について情報を共有し、販売先・販売形態の多様化、仕入先・外注先の拡充など公的機関・専門機関等を通じ、担保及び保証に依存しない融資を実施しております。

### 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

当組合はコンサルティング機能の充実・強化を図るため「北海道よろず支援拠点」、「北海道経営改善支援センター」、「中小企業再生支援協議会」等の専門性の高い公的機関との連携により、支援体制を構築しています。

### 地域の活性化に関する取組み状況

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客様のサポートに、きめ細やかな対応で継続的な金融支援に取組んで参りました。
- ・地域経済の活性化に向け、取引基盤である地元中小・零細企業の発展のために、道内信用組合共通商品である「しんくみアシスト7」などの低金利の融資商品を積極的に推進し、既取引先企業の支援、新規企業先の開拓等に取組んで参りました。
- ・地域活性化の一環として、道や札幌市の制度融資、保証制度を活用し、地域内の創業・新事業支援や企業の再生支援等に取組んでいます。
- ・地元中小・零細企業のニーズに応えていくため、日頃からの訪問活動によって情報を収集し、資金供給手法の活用等に取組んで参りました。

### 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様から融資相談や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

なお、「経営者保証に関するガイドライン」事業承継時の対応について、内部規程の一部改正を行い、経営者の二重保証の取扱いを明確にしています。

#### ● 「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組み事例（令和3年度）

##### 1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

経営者保証に依存しない融資の拡大に向けて取組み、引き続き「無保証での新規融資」「既存融資の保証契約解除」を継続して行っております。更には事業承継時の問題でもある二重保証についても、令和3年3月にガイドラインを補完する取扱いとして代表者の変更に伴う保証契約について取扱い方法を明確にしたうえで対応要領に追加し、内部規程の整備を行い円滑な事業承継を進めたことにより保証契約の解除も増加しています。

##### 2. 取組み内容

事業承継時における二重に保証を求める特則から、お客様の状況に応じ保証契約について迅速かつ丁寧な対応を実施しています。

#### ● 「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	令和2年度	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	96件	58件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	4.53%	3.33%
保証契約を解除した件数	67件	37件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

## 地域密着型金融の取組み状況

### 地域密着型金融の進捗状況について

<当組合の地域密着型金融の取組み>

- (1) 新型コロナウイルス感染症に伴う取引先企業の支援強化
- (2) 企業のライフステージに応じた金融支援
- (3) 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- (4) 地方創生に係る地域経済への貢献
- (5) 地域活性化につながる情報と多様なサービスの提供

各施策に対する令和3年4月～令和4年3月の全体的な進捗状況ならびに取組み状況についての分析・評価および今後の課題は次の通りです。

#### 1. 令和3年4月～令和4年3月までの進捗状況

- (1) 新型コロナウイルス感染症に伴う取引先企業の支援強化

##### ◆新型コロナウイルスの影響を受けられた顧客への継続支援

- ①新型コロナウイルスに係わる金融支援  
事業先の経営状態が依然として厳しい状況下にあることを踏まえ、「伴走支援型特別保証制度」による金融支援を継続し、事業先の経営安定化を最優先課題として取組みました。(取扱実績278件、3,885百万円)
- ②新型コロナウイルスに係わる金融支援先へのモニタリング  
新型コロナウイルス対応資金等を取扱った事業先に対して、営業店による定期的な訪問にてモニタリングを実施、現状の経営状況や顧客が抱える問題点等について、本部とモニタリング結果を共有し、事業先をサポートする態勢をとっております。
- ③新型コロナウイルスに係わる返済猶予および条件緩和等の金融支援  
新型コロナウイルスによる経営への影響が大きい事業先に対し、新たな資金繰り支援または、元金返済額の軽減、状況によっては元金返済猶予を一定期間設定する等の条件変更を継続して行いました。

- (2) 企業のライフステージに応じた金融支援

##### ◆顧客の経営課題へのコンサルティング機能の強化

- ①創業期のモニタリングおよび金融支援  
新型コロナウイルスの影響により新規創業先は減少したが、創業支援融資先に対しては定期的な面談によって、経営状況・事業活動の問題点等をヒアリングし、金融支援を含めた支援に取組みました。
- ②成長期ならびに安定期にかけて事業性評価融資による支援  
担保・保証に依存しない融資として、本部の事業性評価専担者が営業店担当者の指導・育成も兼ねて帯同訪問を実施し、事業性評価による金融支援等を行いました。
- ③低迷期の外部機関との連携による支援  
経営状態の悪化により、複数の金融機関との調整・協議が必要な事業先について、「中小企業活性化協議会」(旧・中小企業再生支援協議会)との連携による支援を行いました。
- ④「北海道よろず支援拠点」の利用による取引先の経営課題の迅速な支援体制の強化  
取引先の販路拡大・事業承継といった専門的知識が要求される先には、公的機関「北海道よろず支援拠点」と連携し、案件相談について積極的に取組みました。
- ⑤新型コロナウイルス関連融資先のモニタリングおよび金融支援  
新型コロナウイルスに係る支援先のモニタリングを定期的に実施し、必要に応じて北海道信用保証協会と連携して専門家派遣による面談等を行い、現在の事業状況や課題等を把握し、金融支援および問題解決等に取組みました。
- ⑥公民連携した融資「北海道・札幌市」の制度融資等を活用した支援  
北海道・札幌市と連携し、制度融資を積極的に活用し地域経済への貢献を図りました。  
イ. 北海道制度融資残高546件、8,644百万円(令和4年3月31日現在)  
ロ. 札幌市制度融資残高313件、3,788百万円(令和4年3月31日現在)

- (3) 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

##### ◆事業性評価に向けた目利き能力向上の態勢整備

- ①不動産担保・保証人に過度に依存しない融資の取組み  
イ. 北海道制度資金(道小口事業)、道内信用組合共通融資商品「しんくみアシスト7」を取扱いました。  
ロ. 個人保証に過度に依存しない融資に取組みました。
- ②企業の強み・弱み等の特性を的確に分析・評価できる人材育成の取組み  
事業性評価シート(目利きシート)作成先に対して、本部の事業性評価専担者と営業店担当者が訪問、企業の特性、長所・短所の把握、改善点のアドバイス等を会話を学ぶ、OJT(目利き力の向上等)を実施しました。
- ③取引先への定例訪問により入手した多様な資金ニーズ情報への対応  
「伴走支援型特別保証制度」を主体とした事業性資金需要の発掘、職域サポート先従業員に対するマイカー資金、住宅設備資金、奨学資金等の資金ニーズに対応しました。
- ④「経営者保証に関するガイドライン」に基づく事業承継時の対応  
事業承継時に保証契約を行う場合は、原則として前経営者および後継者の双方から二重に保証を求める取扱いを対応要領にて明確化し、ガイドラインに基づいて対応しました。
- ⑤他金融機関との連携による支援取組み  
当組合単独では難しい融資案件についても、他金融機関と連携し、融資の取扱いに向けた協議を行いました。

- (4) 地方創生に係る地域経済への貢献

##### ◆地域活性化に繋がる多様なサービスの提供

地域社会の発展、地域経済の活性化に向けた取組みとして、ファンド等への継続支援を行いました。

- (5) 地域活性化につながる情報と多様なサービスの提供

- ①EV車限定の特別金利のマイカーローンおよび太陽光発電等、地域社会・環境保全等のSDGsに関連する商品の取扱いを行いました。  
②顧客が抱える問題(事業継承、人材派遣、販路拡大等)の解決に向け、専門分野の企業と提携し、各種紹介業務を行いました。  
(専門分野の企業への紹介先241先)

#### 2. 今後の取組みについて

- (1) 新型コロナウイルス感染症に伴う取引先企業の支援強化

##### ◆新型コロナウイルスの影響を受けられた顧客への継続支援

- ①伴走支援等により、顧客の資金繰りを支援して参ります。  
②定期的な訪問によって融資先のモニタリングを実施、業績や問題点等の状況を把握し、取引先企業のサポートを行って参ります。
- ③顧客の経営状況によっては、再度の資金繰り支援のほか資金の流出を止める等、金融支援に取組んで参ります。

- (2) 企業のライフステージに応じた金融支援

##### ◆顧客の経営課題へのコンサルティング機能の強化

- ①地域内の中小企業等の支援強化として、公的機関との連携、北海道・札幌市の制度融資、保証制度等を積極的に活用し、企業のライフステージ(創業期・成長期等)に応じた支援に取組んで参ります。
- ②今後も地域経済の活性化に向けた取組みとして、日本政策金融公庫と創業支援、経営改善、再生支援等の分野を中心に連携を強化して参ります。

- (3) 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

##### ◆事業性評価に向けた目利き能力向上の態勢強化

- ①中小企業の事業価値を見極める取組みとして、事業性評価の専任担当者を本部に配置し、営業店担当者と事業先訪問による事業性評価を実施することで、資金ニーズを的確に捉え、安定した資金供給ができるよう融資審査能力向上に努めて、不動産担保および個人保証に過度に依存しない融資に取組んで参ります。
- ②企業の事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能を発揮して、営業店と本部が一体となり、事業先を訪問し企業の事業内容等を適切に評価、アドバイスを行なつて参ります。

- (4) 地方創生に係る地域経済への貢献

##### ◆「まち・ひと・しごと創生総合戦略」～国・地方公共団体等と連携し、積極的に取組んで参ります。

- ◆地域経済の活性化に貢献することを目的に締結された当組合および北央信用組合、空知商工信用組合の3信用組合との「包括的連携協力に関する協定」に基づき、引き続き地域社会の発展に向けて取組んで参ります。

- (5) 地域活性化につながる情報と多様なサービスの提供

##### ◆金融知識の普及支援

- 大学生・短大生・高校生等を対象としたインターンシップ受入活動、全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園 北海道大会」への参画などによる金融知識の普及活動を行って参ります。
- ◆金融サービスの提供および取引支援  
①優遇金利定期預金の取扱い継続及び、個人向けローン商品の充実による利便性の向上を行って参ります。  
②顧客が抱える様々な問題等の解決に向けた「紹介業務」の取扱範囲を拡大、顧客への提案や概要説明が一覧表で説明できる「ちゅうしんソリューションマップ」および「ちゅうしんお困りごと解決マップ」を新たに作成し、ソリューション営業活動の充実を図って参ります。

## 店舗一覧表（事務所の名称・所在地）

(自動機器設置状況)

店名	住所	電話	ATM
本 部	〒060-8513 札幌市中央区南2条西2丁目12番地	231-8136	—
本店営業部	〒060-8513 札幌市中央区南2条西2丁目12番地	231-0708	2台
山鼻支店	〒064-0916 札幌市中央区南16条西8丁目2番12号	511-8366	1台
北 支 店	〒001-0030 札幌市北区北30条西4丁目2番12号	716-7121	1台
美香保支店	〒065-0017 札幌市東区北17条東8丁目2番1号	731-2576	1台
平岸支店	〒062-0935 札幌市豊平区平岸5条6丁目2番23号	831-5178	1台
澄川支店	〒005-0003 札幌市南区澄川3条4丁目4番17号	811-9408	1台
南郷支店	〒003-0022 札幌市白石区南郷通8丁目南4番10号	864-4051	1台
発寒支店	〒063-0831 札幌市西区発寒11条4丁目1番1号	661-5281	1台
北郷支店	〒003-0833 札幌市白石区北郷3条3丁目13番20号	873-8106	1台
西野支店	〒063-0034 札幌市西区西野4条2丁目4番17号	662-5125	1台
藤野支店	〒061-2282 札幌市南区藤野2条2丁目1番20号	591-3621	1台
西岡支店	〒062-0034 札幌市豊平区西岡4条1丁目1番1号	852-6935	1台
篠路支店	〒002-8025 札幌市北区篠路5条4丁目4番30号	773-8191	1台
平岡支店	〒004-0877 札幌市清田区平岡7条1丁目14番1号	885-0871	1台

## 地区一覧

札幌市
小樽市
岩見沢市
江別市
北広島市
石狩市
石狩郡当別町
石狩郡新篠津村

## 索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。

なお、\*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」「金融再生法」で規定されております法定開示項目、\*\*印は、「監督指針の要請」に基づく開示項目です。

### ■ ごあいさつ ..... 2

#### 【概況・組織】

##### 1. 事業方針 ..... 2

##### 2. 事業の組織 \* ..... 2

##### 3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) \* ..... 2

##### 4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) \* ..... 31

##### 5. 自動機器設置状況 ..... 31

##### 6. 地区一覧 ..... 31

##### 7. 組合員数 ..... 2

##### 8. 子会社の状況 ..... 該当事項なし

#### 【主要事業内容】

##### 9. 主要な事業の内容 \* ..... 25

##### 10. 信用組合の代理業者 \* ..... 該当事項なし

#### 【業務に関する事項】

##### 11. 事業の概況 \* ..... 2

##### 12. 経常収益 \* ..... 11

##### 13. 業務純益 \* ..... 9

##### 14. 経常利益 \* ..... 11

##### 15. 当期純利益 \* ..... 11

##### 16. 出資総額、出資総口数 \* ..... 11

##### 17. 純資産額 \* ..... 11

##### 18. 総資産額 \* ..... 11

##### 19. 預金積金残高 \* ..... 11

##### 20. 貸出金残高 \* ..... 11

##### 21. 有価証券残高 \* ..... 11

##### 22. 単体自己資本比率 \* ..... 11

##### 23. 出資配当金 \* ..... 11

##### 24. 職員数 \* ..... 11

#### 【主要業務に関する指標】

##### 25. 業務粗利益及び業務粗利益率 \* ..... 9

##### 26. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支 \* ..... 9

##### 27. 資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利回り、総資金利潤 \* ..... 11

##### 28. 受取利息、支払利息の増減 \* ..... 9

##### 29. 役務取引の状況 ..... 9

##### 30. その他業務収益の内訳 ..... 13

##### 31. 経費の内訳 ..... 9

##### 32. 総資産経常利益率 \* ..... 11

##### 33. 総資産当期純利益率 \* ..... 11

#### 【預金に関する指標】

##### 34. 預金種別平均残高 \* ..... 14

##### 35. 預金者別預金残高 ..... 14

##### 36. 財形貯蓄残高 ..... 14

##### 37. 職員1人当たり預金残高 ..... 13

##### 38. 1店舗当たり預金残高 ..... 13

##### 39. 固定金利定期預金、変動金利定期預金

##### 及びその他の区分ごとの定期預金残高 \* ..... 14

#### 【貸出金等に関する指標】

##### 40. 貸出金種類別平均残高 \* ..... 14

##### 41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 \* ..... 14

##### 42. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 \* ..... 15

##### 43. 貸出金使途別残高 \* ..... 15

##### 44. 貸出金業種別残高・構成比 \* ..... 15

##### 45. 預貸率(期末・期中平均) \* ..... 13

##### 46. 消費者ローン・住宅ローン残高 ..... 15

##### 47. 代理貸付残高の内訳 ..... 24

##### 48. 職員1人当たり貸出金残高 ..... 13

##### 49. 1店舗当たり貸出金残高 ..... 13

#### 【有価証券に関する指標】

##### 50. 商品有価証券の種類別平均残高 \* ..... 取扱いなし

##### 51. 有価証券の種類別平均残高 \* ..... 14

##### 52. 有価証券種類別残存期間別残高 \* ..... 15

##### 53. 預証率(期末・期中平均) \* ..... 13

#### 【経営管理体制に関する事項】

##### 54. コンプライアンス(法令等遵守)への取組み \* ..... 17

##### 55. 統合的リスク管理態勢 \* ..... 17

##### 56. リスク管理体制 \* ..... 18.19

##### 資 料 編 ..... 20.21.22.23

##### 57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 \* ..... 17

#### 【財産の状況】

##### 58. 貸借対照表、損益計算書、剩余金処分計算書 \* ..... 5.6.7.8.9

##### 59. 協会法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 \* ..... 16

##### 60. 自己資本の構成に関する事項

##### (自己資本比率明細) \* ..... 10

##### 61. 有価証券、金銭の信託等の評価 \* ..... 12.13

##### 売買目的有価証券

##### 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

#### 満期保有目的の債券

##### 市場価格のない株式等及び組合出資金

##### その他有価証券

##### 運用目的の金銭の信託

##### 満期保有目的の金銭の信託

##### その他の金銭の信託

##### 62. 外貨建資産残高 ..... 取扱いなし

##### 63. オフバランス取引の状況 ..... 取扱いなし

##### 64. 先物取引の時価情報 ..... 取扱いなし

##### 65. オプション取引の時価情報 ..... 取扱いなし

##### 66. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) \* ..... 15

##### 67. 貸出金償却の額 \* ..... 15

##### 68. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について \* \* ..... 24

##### 69. 会計監査人による監査 \* ..... 24

#### 【その他の業務】

##### 70. 内国為替取扱実績 ..... 25

##### 71. 外国為替取扱実績 ..... 取扱いなし

##### 72. 公共債窓販実績 ..... 24

##### 73. 公共債引受け額 ..... 24

##### 74. 手数料一覧 ..... 25

#### 【その他】

##### 75. トピックス ..... 24

##### 76. 当組合の考え方 ..... 2

##### 77. 沿革・歩み ..... 2

##### 78. 繼続企業の前提の重要な疑義 \* ..... 該当事項なし

##### 79. 要望等相談窓口 ..... 24

##### 80. 総代会について \* \* ..... 3.4

##### 81. 報酬体系について \* \* ..... 17

#### 【地域貢献に関する事項】

##### 82. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等) \* \* ..... 26.27

##### 83. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況 \* ..... 28.29

##### 84. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応 \* \* ..... 29

##### 85. 地域密着型金融の取組み状況 \* \* ..... 30



〒 060 - 8513 札幌市中央区南 2 条西 2 丁目 12 番地  
TEL : 231 - 8136 FAX : 222 - 1983  
URL <https://www.sa-chushin.shinkumi.jp/>